

グローバル化と国家論の課題

中 谷 義 和*

目 次

1. はじめに：現代の“逆説”
2. グローバル化と国家
3. 「国家存在」と「国民存在」との連関化
4. 「国家性」への視座
5. 結びにかえて：国家のグローバル化

1. はじめに：現代の“逆説”

グローバル化のなかで、ある国やリージョンの変動が世界的波動を呼ぶだけでなく、その影響が逆に作用するという状況も深まっている。こうした越境規模の複合作用のなかで、国際的社会空間が自立化する傾向を強くするとともに、そのインパクトも高まっている。それだけに、越境規模の対応を求められることにもなる。これは近時の一連の国際的経済・金融危機への対応にも認め得ることである。例えば、2008年秋のサブプライム・ローンの破綻に発する世界金融危機や2010年春のギリシアで浮上しヨーロッパに波及した財政危機に、さらには、2011年夏のアメリカ国債の格下げと欧州の債務危機をインパクトとする金融市場の不安定化に、先進資本主義諸国やEU諸国は、また、G20諸国（1999年に発足）は対立と分裂の契機を強くしつつも、国際的連携による対応を迫られることになった。そして、「社会空間」の越境化は「自然空間」の脱国境型連鎖化を呼び、「地

* なかたに・よしかず 立命館大学法学部教授

球温暖化」やオゾン層破壊などへの対応をグローバルに求めることにもなった¹⁾。

政治経済と社会の動態の波動現象の加速化と国際連携のネットワーク化に現代世界の特徴を読み取ることができる。IT革命は越境規模のコミュニケーションの即時性を高め、冷戦体制の崩壊は体制間の壁を低くすることになった。こうした技術的次元と社会経済的・政治的次元の変動が複合することで、社会的諸過程と諸関係の連鎖は地球的規模に及ぶことになったが、それだけに、対立と矛盾も越境的性格を強くした²⁾。グローバルのなかで領域主権型国家間関係は連鎖化を深くしつつも、その動態は多次元に及ぶ多形的現象であるだけに、収斂と分岐という、あるいは傾向と対抗傾向というベクトルを異にする力学が複雑に交錯している。経済の「グローバル・スタンダード」化に対する抵抗と対抗や冷戦体制崩壊後のエスノ・ナショナリズムの台頭はその一例と言える。

「国家」間関係は流動的連鎖化の過程にあり、諸矛盾も内包している。この点で、D. ヘルドは現代を“逆説”の時代と呼んでいる³⁾。これは、「グローバル化」に弾みがつき、そのインパクトも広域化することで、越境レベルで取り組むべき課題も多くなっているし、その必要にも不断に迫られているながら、対処すべき方途が弱体で、不完全な態勢にあることを指している。換言すれば、脱国民国家的諸関係が空間的にも構造的にも深まり、そのなかで領域主権型管轄権の「脱国家化」が起こるとともに、地球の温暖化や金融と安全保障などの「グローバルな危険」にも見舞われていて、対処すべき課題も越境化しているながら、そのための制度的メカニズムを欠くことで「民主政のグローバルな赤字」状況が浮上していることになる。

資本主義経済システムのグローバル化は“冷戦”体制を崩壊させただけでなく、通貨・金融・財政危機の構造的連鎖化を、また、国内と国家間の経済格差の拡大と構造化を呼ぶことにもなった。さらには、バルカン諸国や旧ソ連構成諸国に見られたように、2極型世界体制のなかで潜在的で

あったエスニシティが台頭することで「憎悪の連鎖」も浮上させた。前世紀末以降のこうした状況に鑑みると、世界は一元化の方向に収斂することで“歴史が終焉する”という過程を辿っているわけではなく、矛盾と対立のなかのゼラチン状況にあると言える。領域型社会空間の脱領域化と「重複型運命共同体」の生成を、また「共通財の保全」の必要の認識を背景として「グローバル民主政」論や「民主的グローバル・ガヴァナンス」論が、あるいは「コスモポリタン民主政」論が族生している。これは、歴史としての現代の状況に負い、課題への対応の必要の認識に発している⁴⁾。

確かに、「グローバル化」のなかで「国家」が“崩壊”の過程を辿っているわけではなく、国際システムの基本的単位をなし、国家間関係の連結環の位置にある。だが、「グローバル化」のなかで政治過程や政策形成過程が、あるいは、社会編成や経済社会政策が国家間関係ないし国際関係の構造的変化と共振動する傾向を強くしている。換言すれば、内部の「外部化」と外部の「内部化」の「同時進化」の方向が強まるなかで、国家の機能と構造は再編成の過程にあることになる。これは能動的であれ受動的であれ、「国家」がグローバル化に深くかかわり、越境規模の連鎖化の結節点に位置していることを意味している。それだけに、「国家」と「グローバル化」や「リージョナル化」とを対置したうえで、「国家」が崩壊の過程を辿っていると見なすべきではないことになる。というのも、「国家存在 (statehood)」は「国民国家」の形成史に規定されているのみならず、個別国家の社会・経済編成と国際関係との相互依存関係のなかで自らの構成諸要素の接合形態を変えることで、その存在を保持し得るからである。また、「国連」加盟国にも見られるように、ソ連の崩壊後に国家の数が増えているということ、これが実際でもある。

グローバル化のなかで「国家」の概念が改めて問われることになったのは、「政治のグローバル化」のなかで国家間の「相互依存関係」が深まるとともに、EUにも見られるように半球的規模の「超国民的国家間複合体」が形成され、政策の形成と執行に占めるリージョナルな機関と機構の

役割も大きくなっていることとも結びついている。また、IGO（政府間国際機構）のみならず NGO（非政府機構）や INGO（非政府間国際機構）など、国際政治に占める政治単位の多様化と多中心化が進むことで「国家」へのインパクトも強まっていると想定されることになったからである。これは、社会地理学的視点からすると「バーチャル空間」と“ハードな”領域空間の重複状況が深まっていることを、いわば、グローバルな規模の「大社会」^{グレート・ソサイエティ}が生成していることを意味している。だが、経済・社会文化関係の越境化とグローバル化が深まりつつも、「国民国家」が国際社会の基本的単位の位置にあることに鑑みると、改めて「国家」とは何かという問題と並んで、どのような変容過程にあるかが、また、どのような民主的ガバナンスを越境規模で展望すべきかが問われていることにもなる。

2. グローバル化と国家

「国家」は政治機能をもって社会・経済諸関係を「領域（territory）」に区画化し（国家による空間の「有界化」^{バウンディング}）、この空間内諸関係を「政体」ないし政治コミュニティとし、これを「秩序」に留めおくことになる。これは他と区別することで一定の「住民」を空間的に包括することを、いわば「領民化」を意味する。領域的に単位化するということは自らを他と区別することで成立する空間概念であって、「内部化」と「外部化」とは同次元に属し、「内包（inclusion）」と「排除（exclusion）」とは組織化の次元においては同一の企図と実践に服している。だが、外部の内部化と内部の外部化は、あるいは、所与の社会空間の組み替えは歴史的に繰り返されてきたことであって、所与の区画ないし「規模」は固定的なものであるとは言えない。また、グローバル化とは西欧型「文明化」ないし「文化」型“帝国主義”であると、あるいは「アメリカ化」ないし「西欧化」のことであるとされていることにもうかがい得るように、ヘゲモニー機能をもって空間的外部を霸権的に支配することもあり得るし、「世界政治」が

「覇権」をめぐる流動的な力学的関係のなかにあるということ、これが国際政治の実態でもある。

「ウェストファリア型地政学的・経済地理学的システム」観において、「主権」という排他的権力は「国家」に帰属すると、あるいは、「主権」の保有の有無が国家の不可欠の構成要素であるとされることで、「国家」が国際政治における究極的「審級」とみなされ、この脈絡において「方法論的領域主義」と「方法論的ナショナリズム」の基本的視点が設定されている。そして、この法的・政治的権力によって政治の機構と社会空間が「領域」に区画され、「国家」が国際政治ないし「国家間政治」の基本的単位であるとされることになった。これは「国家」を軸に内外を人為的に区分し「区画内」統治と「区画間」外交というグローバル空間の二元的分化と組織化を意味し（「国民主権と国家主権の2重性」）、この単位内において相対的に自立的な経済・社会関係が編成され、多様な形態が歴史的に生成することになった。これはグローバルなコスモスという「全体」の「部分化」（有界化）と部分の「全体化」（主権型区画化）という二元型の複合的世界像であるが、両者は不可分の関係にあり、一方の行動ないし構造の変化が他方の変動を呼ばざるを得ないという複合的關係にある。というのも、こうした自己完結的で排他的な「主権」観は法制的概念に過ぎないからであって、このパラダイムは、すでに、第一次世界大戦後の「リベラル国際主義」の“挑戦”を受けていたのであるが、グローバル化のなかで、こうした2分論が疑問視されるようになり、「主権」概念の相対化の方向も強まっている。

「グローバル化」とは文字通り「過程」概念であって⁵⁾、動態のなかの静態的「位相」の捕捉概念である。また、何がどのようにグローバル化しているかとなると、国民国家の政治経済や社会と文化の諸関係が越境規模で複合的に連鎖化し、ネットワーク化の方向を強くしていることを指している。これは社会・経済関係の脱国境型「溢出化」と政治関係の国際化の深化過程を意味している。だが、「過程」が構造化し、一定の方向性を帯

び得るには「主体」の企図や戦略が介在してのことである。この視点を看過すると、「過程」は宿命論的不可避性や必然性を含意することになるし、傾向に対する“対抗傾向”の、あるいは「動」と「反動」の力学やこれと結びついた理念や思潮の契機も視野から欠落せざるを得ないことになる⁶⁾。それだけに、地理的区分と個別主義的国家観との一体的理解の再検討が求められる。というのも、グローバル化のなかで社会関係の職能的・機能的「脱領域化」と「再規模化」が、つまり、社会的規模の脱構築と再構築が起こっているとすると、国家は機能的・機構的「再構造化」をもって、これに対応することで、あるいは、その推進力となることで自らの形状を変えていることになるからである。だから、伝統的な国家概念において「国家」は領土・主権・国民の三幅一対的の統一体とされ、これが国際政治の基本的アクターとされてきたが、EUにおいては、その構成国の「国家主権」の位置という問題が、とりわけ、「議会主権」ないし「議会における国王（King in Parliament）」というイギリス憲政原理との調和という問題が浮上するなかで「主権」はプールされていると考えられるようになっていし、社会経済的「領域性（territoriality）」も不分明化しているとされているのである。この脈絡からすると、政治機能は垂直的にも水平的にも分化し、政治空間が再規模化していることになる。こうして、「国家」論は新しい課題に直面し、「方法論的ナショナリズム」から「方法論的グローバルズム」への転換が求められることになっただけでなく⁷⁾、「国家」間関係の深まりと相互関係の変容と結びついて、「帝国」論や「世界国家」生成論も浮上していることに鑑みると、改めて「国家」概念の再検討が迫られることにもなった⁸⁾。これは、「国家」を存在論的所与ないし人格的アクターとすることで「説明項」とし、これを基本的カテゴリーとして国際関係にアプローチするのではなく、グローバル化を変動要因とすることで国家を「被説明項」とし得る契機が与えられたことを意味し、その説明との関連において今日の「グローバル化」を位置づけるべきことになる。換言すれば、グローバルなレベルにおける社会経済的連鎖化と個別国

家の構造と機能を結びつけることで「国家」という「言説」を脱構築し、再構築すべきことになる。この意味では、「国家」論は新しい“挑戦”に直面していると言える。

新ミレニアムの最初の「世界政治学会 (IPSA)」（2000年夏、於・ケベック市）は「世界資本主義・ガヴァナンス・コミュニティ：コーポリット・ミレニアム」を統一テーマに設定している。これは世紀転換期における「グローバル化」状況を反映してのことであって、世界の資本主義化の波のなかで、新世紀の民主政をどのように展望すべきかという課題の認識に発している。言説や理念は常に時代状況を反映するが、「グローバル化」の形状は不安定な“星雲状況”にある。それだけに、例えば、「競争国家」、「カタリティック・ステイト触媒国家」、「ネットワーク国家」など、現代の国家形態が多様に規定されているのである。また、1980年代に浮上した「グローバル化論争」は、こうしたゼラチン状況を反映するものであって、グローバル化の性格と規模をめぐる議論が繰り返されることにもなった⁹⁾。

いわゆる「懐疑派」は「超グローバル派 (hyperglobalists)」とは理解を異にし、現代の越境型連鎖化を「トライアド化」ないし「リージョナル化」であると、あるいは、インターナショナリズムの深化のことであって、ナショナルな経済と政治や文化の諸関係の連関化の過程であるとする。確かに、「グローバル化」とは、エスニック民族的・宗教的・文化的紐帯の越境的連鎖化を含めて、生産・消費・金融の国際的連関化と政治的諸関係の相互性の複合的深化のことであるとしても¹⁰⁾、「世界国家」型政体が成立しているわけではないし、政治経済システムが齊一的にグローバルに編制されているわけでもない。また、「国家」は世界システムの基本的構成単位の位置にあるし、世界経済は「国民経済」を基礎としている。だが、「コミュニケーション技術の革命」のなかで情報と知識の交換は脱空間的即時性を帯びるに及んでいる。これは、非対面型の社会空間が地球規模で生成していることを意味している。したがって、ナショナルとリージョナルなレベルにおける「社会空間」の相対的自立性を看過すべきではないにしても、そ

れが自己完結的で閉鎖的なアウトルキー型「局地圏」であると判断するわけにはいかず、リージョナルなレベルにとどまらず、グローバルなレベルでも「国民」相互間の連鎖も深まっていると考えるべきである。すると、^{ネーション}「国民」相互間の連鎖も深まっていると考えるべきである。すると、^{インターナショナルリゼーション}「国際化（間国民化）」とグローバル化とは対立的概念ではなく、形態と規模を異にし、また、矛盾と対抗を内包しつつ政治や経済社会関係の「国家間化」がグローバルなレベルで「入れ子」状に重層化する方向を強くし、不断に流動的なモザイク状のなかでグローバル・ガヴァナンスが生成していることになる。

また、「グローバル化」とは、時間と空間の「拡大と圧縮」の過程であるとされる。これは、「技術」の進歩という実践的契機が導入されることで、遠近という物理的空間が時間的に短縮され（いわゆる「時間による空間の絶滅」）、所与の時間における「範囲」を空間的に拡大し得ることを意味する¹¹⁾。したがって、時間と空間とは相対的關係にあり、「国境」という政治的障壁はあるにせよ、経済社会的「規模」は技術を媒介とすることで不断に組み替えられ得ることになる。すると「社会空間」とは可変的で、その再編と生産という点では人工性を帯びていることになる。グローバル化が経済社会・文化の越境型「連関化」の長期過程であり、規模の再編過程であるとされるのは、この視点に発している。だが、これはヘゲモニー関係を媒介として国際的ネットワークを位階的に（再）秩序化することを意味し、経済的には不均等発展を、政治的には支配 従属関係の地政学的・経済地理学的再編の力学を伴い、社会経済的状況の変容を求めることにもなる。それだけに、対立と対抗の運動を呼ばざるを得ない。これは、例えば、貿易と通商のグローバル・スタンダード化のなかで「競争優位（competitive advantage）」をめぐる対抗と競争に、また、地域を異にして形態は多様であるにせよ、移民のインパクトや既存の政党政治に対する不満をバネとした多様な「ポピュリズム」運動の台頭にうかがい得ることである¹²⁾。

いわゆる「新自由主義」原理（「ワシントン・コンセンサス」）を先進資

本主義諸国間のグローバルなイデオロギー的・政策的合意とすることで¹³⁾、「グローバルな市場統合」と政府機構の「プライバティゼーション民 営 化」が求められ、経済の「デレギュレーション規制緩和」や貿易と産業の「リベラリゼーション自由化」が、また、公私パートナーシップの強化が期されることになり、これと結びついて「国家の退場」論が主張された。だが、「超グローバル化」論に散見されることであるにせよ、経済の国際的流動化が「国家」の“衰退”や“退場”と直ちに結びつき得るわけではないし、前世紀末からの東アジアの経済成長は国家の積極的経済政策に負っている。すると、「規制」型国家の“脱規制”策が社会経済のシステムとその「規範」の市場原理主義経済への、あるいは「自己調整型市場経済」への誘導策であるだけに、規制の“解除”ではなく「再規制 (re-regulation)」策であると言えることになる。国家の「介入形態」が資本主義の展開史のなかで変化してきたように、政府の形態と機能は多様であったし、あり得ることでもある。したがって、グローバル化のなかで「国民国家」の形状が変化しているからといって、「国家」と「経済」とを分離し、後者をもって前者を説明するという経済主義を、あるいは、一方を他方に解消するという還元論を避けるべきことになる。例えば、最も「脱国家的」現象とされる“オフショア経済”がバーチャル空間を舞台とし、「国家」から遊離した「エンクレーブ飛び地」で活動しているように見えて、なお、「国家」の地理的・法的枠内にあるし、国際金融資本が「超領域」の浮遊性を帯びていても、自然的・政治的制約性に服している。また、経済活動の基本的枠組みは国民型私的経済であるし、住民にとって土地は居住空間であり「作用空間」でもある¹⁴⁾。さらには、社会経済関係のグローバルな統合が強まるなかで、IGO や INGO などの超国民的・国境横断的機関の役割も強まっているとはいえ、少なくとも、前者の成立と機能には「国家」の同意と承認を必要としているし、国際機構における発言力も「国家」間の力関係のみならず、財政的拠出額に従って不均等に配分されている。

「国家」が世界システムの孤立的「部分」であるとは言えないにしろ、

国民国家と国民経済は政治経済的社会諸関係の基本単位であって、国民国家を欠いて国民経済が成立しているわけではない。また、マクロ経済政策や社会政策にも認められるように、国家は市場型交換システムの制度化や生産の物質的条件の供与という点で資本主義的経済社会関係の生産と再生産の中枢に位置しているし、研究と開発の戦略空間の（再）配置策をもって、その方向を基本的に設定している。さらには、最もグローバル化が進んでいるとされる金融市場といえども“空中”で活動しているわけではなく、基本的には、国家の管理と規制や安定化策を、あるいは、不完全とはいえ、国家間の調整策を免れているわけではないし、金融危機の局面では国家による救済措置や監督型再編策に応じざるを得ない位置にある。換言すれば、「ワールド・ポリティクス世界政治」（アクターとしての国家、国内・国際・超国民的規模の諸アクターからなる力学的・流動的複合体）はグローバルな連関化の方向を強くしているが、国家はこれに対応しているだけでなく、その調整と推進の主体となることで自らの形態を変えつつ所与の「領域」空間の社会関係の結節点に留まり、ゲートキーパーの役割を果たしていることになる。

現代国家は国内統治を主要課題としつつも、国際的ガヴァナンスにも深く組み込まれる方向を強くしているし、グローバルな「統治化（governmentalization）」をめぐる傾向と対抗傾向というベクトルを異にする力学のなかにいる。すると、「グローバル化」のなかで国民経済の世界的連鎖も深まり、国際的取引や通商も構造化し、政府間の国際的機構や機関の占める役割も強化されているわけであるから、個別「国家」は対応を異にしつつも、内外の新しい「入力 - 出力」メカニズムに服していることになる¹⁵⁾。また、公私の両次元でトランスナショナルなガヴァナンスが生成し、あるいは、その組み替えが繰り返されるなかで、「国民国家」の公共政策過程は内外のグローバルな運動と動向に対応せざるを得ない状況を強くしている¹⁶⁾。国家機構のアクター（内閣、官僚、政党、議員など）は超国民的の圧力と国内的の圧力との、超国民的の公的部門と超国民的の私的部門との調整

という点で、さらには、生産部門の私的利益集団間の対抗や多様な社会運動の圧力への対応という点でも、その主要な政治的媒介項の位置にあるだけでなく、一定の方向に政治的に誘導する役割も果たしている。すると、「国家」はグローバル化のなかで浮上せざるを得ない諸矛盾と対立の政治舞台であることになる。これは、「国家」とは社会諸勢力の力関係が集中する政治の“場”であり、それだけに、形態と言説を異にしつつも、個別の局面で正統化の原理と機能が求められることを意味している。だが、「国家」の政治装置によって、一定の空間的規模（「領域、*Staatsgebiet*」）において社会経済的諸関係が一定の「秩序」のうちに組織されることになるので、「国家」はこうした諸関係の総体でもあると理解される。換言すれば、「国家」とは、一定の空間における諸関係を抽象するための概念装置であって、その“実体”は所与の空間において組織された社会経済的・政治的諸関係の制度的総体であることになる。そして、国家の政治装置はこの“存在”（「^{ステイトフッド}国家存在」）に一定の「秩序」を与えるための権力装置であると言える。すると、「国家存在」は所与の固定的存在ではなく、政治的・社会的諸アクターの流動的諸勢力の複合的総体であって、社会諸関係がひとつのマトリックスとして実体化していることになる。「国家」はこの実体的「存在」の総体を抽象する総称概念であり、この概念をもって区画化された社会経済諸関係に凝集性が与えられ、この複合的・関係論的実体が「国家」という言葉によって包括されていると言える。国家が歴史的に多形的で可変的な存在であるだけに、その「言説」は視点を異にして多義的となり、政治学に限らず社会科学の「プロブレマティック」とならざるを得ない。これは「資本主義国家」についても妥当することである。だから、視点と方法を異にして、その理論的潮流も交差と対立を重ねているのであって、確定的「国家論」を提唱しようとすることは、その理論的豊富化の停止を呼びかねないことにもなる。

本稿では、「国家」という言葉をもって、その存在論や形態論が包括されてきたことに鑑み、「国家」という不可視の関係論的“実体”を、また、

これを形質化している諸関係の接合形態を問うとともに、「領域」化された関係論的存在をグローバル化と結びつけることで、その変容にアプローチするための視座の設定を試みることにする。

3. 「国家存在」と「国民存在」との連関化

いずれの「国家」であれ、それが実在するためには一定の制度的編制をもって組織される必要がある。というのも、社会諸関係は組織されることで有形化するし、社会的「存在」は不可視の関係が組織され、一定の体系性を帯びることで形象化するからである。また、関係の組織化には「意図」や「企図」という主観的契機も介在し、「必要」と「強制」においてシステム化する。これは、制度化とは価値実現のルール化であり、それが一定の体系性を帯びると「存在」は有意性を帯び得ることを意味している。換言すれば、社会的「存在」は諸関係の組織的形象であって、その“自律（立）性”とは何らかの編成原理を媒介とする諸関係の体系性のことであり、したがって、「存在」の内的・外的関係の変化のなかで、自律性の程度と形状を変え得ることにもなる。

以上の脈絡からすると、経済社会諸関係が政治的に区画され、一定の「規模」において組織されることで「国家」は「国家存在（statehood）」として形状化し得ることになり、領域化された諸関係の総体が「国家存在」である。また、「領域」に組織された経済社会関係が“存在”している場合に、あるいは、「領域」化しようとする企図が作動するときに、「国家」が意識されると言える。さらには、「国家の自律性（state autonomy）」とは、「国家」の自律（立）的活動力のことであるが、「国家」の概念が次に明らかにするように、両義性を帯びているだけに、「国家機構」の自律性と「国家存在」の自律性の両者の意味を含み得るが¹⁷⁾、いずれの場合も、その程度と形状は相対的であって、内外の諸関係と結びついて可変的なものとならざるを得ない。そして、資本主義という利潤志向的で市場媒介型

の経済システムが「資本主義国家」として成立し得るには、この経済関係をシステムとして社会的に編制し、政治的・社会経済的脈絡において「秩序」づける必要があると言える。とはいえ、その形態は歴史的にも地域的にも多様であって、その違いは、基本的には「国民国家」の形成過程や資本主義の自己展開の歴史的様式の差異に発している。

「国家」という言葉は極めて多義的な抽象的概念である。例えば、「人倫的共同体」であると、あるいは「階級支配の装置」であると、さらには、「物理的強制力の正統的行使の独占の機構」であるとされていることにもうかがい得ることである。この規定はいずれも、「国家」の不可欠の属性を提示するものであって、「欲望の体系」を止揚するには「倫理性」の契機が求められることになるし、階級社会を統治するためには「権力機構」が必要とされる。そして、「国家権力」の特徴は物理的強制力の正統的独占に求め得る。だが、こうした「国家」の属性はどのように連関しているのであろうか。関係論的視点から「国家」にアプローチすると、「領域」に区分された経済社会関係の総体として捉えることができる。この関係論的総体においては、所与の経済社会諸関係と政治的諸関係の「空間的統一体」という表象と、この統一体を政治的に凝集している「統治機構」という表象とが二重写しとなっている。前者は一定の領域に居住している人々の「社会空間」であるとする概念であり、後者は所与の経済社会関係の統治の「主体」ないし「機構」であるとする概念であって、前者は後者を媒介としないでは存在し得ないか、少なくとも統一性を欠くことになる。この点に「国家」概念の二重性の契機を求めることができる。「国家」という言説はこうした「存在」を凝集する理念的引照枠であって、両者が一体化することで、ひとつの社会諸関係が現実的・具体的な「存在」として、固有の形状を帯び得ることになる。これが「国家存在」の概念であって、「国家」という抽象の存在論的実体概念である。すると、国家・国家存在・国民存在の連関化の脈絡をどのようにつけるかという問題が浮上する。ひとつの「国家存在」は政治機構と法体系をもって、一定の「秩序」に

において編成されている。この機構は立法・執行の統治装置と行政装置のみならず、軍事・治安機能を任務とする強制装置や司法機構などから編成されていて、組織性を帯びることで体系化している。「国家存在」は、こうした「権力機構」を不可避とし、社会経済的諸関係に内在する「秩序」維持機能と複合していることになる。すると、「国家」という言葉は、こうした両契機の複合的実在の抽象概念であり、「実在」の抽象化であると言える。これは、統治の機構と機能をもって社会・経済諸関係を一定の規模に区画し（「有界化」）、さらには、この空間を行政区画としてサブナショナルなレベルで再規模化することで、ひとつの「国家存在」が実在し得ることを意味している。

「デモス（*demos*）」が古代ギリシアの都市国家の市民の総称であるとともに、一定の社会カテゴリー（「庶民」）を意味したように、あるいは、「ポプルス（*populus*）」も同様の含意にあったように、「全体」と「部分」との関係は、あるいは、抽象的集団概念とその政治的実体をめぐる存在論的緊張関係は政治理念史に通底している問題である。これは「第3階級とは何か、それは全てである」とシェイエスが喝破したことにもうかがい得ることであって、包括的抽象化と集団的具体化との問題は政権権力をめぐる対抗関係において繰り返し浮上している。

政治の言葉がシンボル性を帯びているだけに必ずしも一義的概念にはなく、歴史のなかで意味変化も経ている。この点では、「国家」という言葉も多義的であるだけに、この言葉に訴える主体の意図が多様に受け止められ、シンボル操作の対象となることで訴求力を持ち得る。とりわけ、日本語の政治（学）の用語の多くが訳語や他の知的領域の転用語であるだけでなく、その用語自体が論争性を帯びているだけに、原語の多義性と複合することで状況はさらに複雑なものとならざるを得ない。例えば、「人民（国民）主権（*popular sovereignty*）」や「国民（民族）自決（*national self-determination*）」という言葉にも見られるように、“ピープル”と“ネーション”はコミュニティの構成主体であり、「主権」の集合的源泉で

もあるという意味において互換性を帯びた含意にあることにもうかがい得ることである。しかも、「人民 (people)」という言葉は「国民 (nation)」と同義に使われているだけでなく、「^{パトリアン}貴族」の対語に発してエリートに対する「^{ブリビアン}庶民」の意味でも使われている。さらには、人々の有機的結合体を指す言葉でもであるとされる。例えば、「ポピュリズム」の運動が「庶民」の含意において反エリート主義を、また「国民」の含意において排外主義を帯びるように、時間と空間を、また、論調と様態を異にしつつも間歇的に浮上するのは、こうした“ピープル”概念の多義性に負っている¹⁸⁾。

「国家」において区画化された「住民 (inhabitants)」が一群の集団として「人口 (population)」視され、法的に人格化されると「人民 (people, *populus*)」ないし「公民」に転化するとともに、「国家」に包摂されることで「国民 (nation, *Staatsvolk*)」という「抽象的総体」に包括される。換言すれば、「住民」は「国民性」と「人民性」を「国家」において一体的に表象されることになる。この脈絡において「人民」と「国民」は等視され、この領域内「居住」者に政治支配の正統性が求められるとともに、「国民 (民族)」の自律 (立) 性をもって反植民地型“解放”の原理的基盤ともなる。したがって、「住民」は過去と文化を共有しているという主観的意識 (コミュニティの世代間継承の自覚化) と権利主体でもあるという法的規定 (“住民”の「^{ボディ・ポリティックス}政体」化) の二面性を帯びた存在であって、いわば、情感と政治のコミュニティを「国民国家」という言葉で包括されていることになる。これは、「住民」が統治主体 (国家機構) によって領域的に組織されることで「国家存在」の構成主体として実体化するとともに、この実体が文化的共通性を基礎とした政治的共同体として表象されることで「国民存在 (nationhood)」として現われることを意味している。換言すれば、「国家」の諸制度において、また、この諸制度を媒介とすることで「住民」という社会経済的存在を他から空間的に区分し「国家存在」に括るとともに、人格的擬制に訴えて「政体 (body politics)」化し、ひとつの「国民国家」に包括していることになる。この脈絡において、住

民は「国家」の成員に括られることで国家的・国民的存在に転化する。すると、住民は「国家存在」において「領域性」を帯び、さらには、この有界化された集団的存在と法的・政治的存在とが空間的次元において等置されることで「国民存在」と一体視され、所与の区画化された人的・関係論的総体が「国家」という抽象において包括されていることになる。

「国民」と「民族」とは不可分の関係にある。「民族（ethnicity）」の概念も多義的であるが、「出自」と「文化」という2つの歴史的要素を公分母とすることで住民が「民族」化し、これを基盤として「国家」において「国民」が形成されている。両者の形成が同時進化の過程を辿ったわけではないにせよ、少なくとも近代において両者は強く結びついて、ひとつの「国民存在」をなしている。“ネーション”の「国民性」と「民族性」との同（両）義性はこうした脈絡に負っている。だが、「国民」は必ずしもひとつの「民族」だけから成り立っているわけではなく、世界の諸国の「国民」は諸民族から構成されているということ、これが現実である。「国民」の「民族」的構成は極めて複合的であって、相対的に同質性が高いとされているのは日本とアイスランドぐらいで、多くは諸民族からなる「国民（型）国家」である。すると、「国民国家」の概念は、いずれも論争的概念の複合語であることになる。というのも、多民族からなる「国民的」存在に単数の「国民」という言葉を充てるとともに、「国家」という抽象的概念において全住民を「国民」として包括しているに過ぎないからである。したがって、この複合語において、所与の住民を「国家」において「国民化」していることになり、この脈絡において「国民の国家化」と「国家の国民化」がひとつの次元で表象されていることになる。それだけに、住民の経済社会諸関係や「国家」の権限が越境化すると、「脱国民化」と「脱国家化」の方向を強くせざるを得ないという状況も起こる。

「国民的存在」が成立し得るには言語を含む文化や人種（外見的形質性）の相対的同質性を、あるいは、アメリカ合衆国のように基本理念（市民的憲政原理）^{シヴィック}の共有ないし共有化を前提とした社会的実体が求めら

れる。これは他との類の差異という点では客観的の集団概念であるが、住民の集団的の帰属感という点では主観的の概念でもある。こうした主観的・客観的存在が社会経済的の諸関係を構成して、これが地理的の空間において制度化され、そこにイデオロギーの正統性が賦与されることで一定の構造的性を帯び、「国民存在」と「国家存在」が「国家」という抽象をもって包括されることで、有界化された諸関係の総体はひとつのコミュニティとして実体化する。この脈絡において、「国家存在」は政治的・社会経済的の諸関係からなる組織的の歴史的「実体」として具現し、これが「国家」という抽象をもって包括されていることになるが、「国家存在」ないし「国民存在」を構成している経済社会的の編成は、歴史的にも現実においても多様である。

住民は社会関係として「国家存在」に埋め込まれ、「国家」という言葉を媒介とすることで自己を確認することになるので（「^{ナショナルイティ}国籍」の認識）、「国民」と「国家」の観念は相互に他方に投影され、互換性を帯びる。「住民」は社会文化的の結合体として政治的に「国民」に包括されることで、ひとつの集合的の「幻想の共同体(imagined community)」（B. アンダーソン）として具象化し、他との比定において自らを同定する。これは、見知らぬ他者をも社会文化的の共通性や社会規範の共有性の観念をもって、さらには、法律の規範的の規制性や生産技術とコミュニケーションの規格化の強制によってコミュニティ感が醸成されることを意味する。さらには、「国家」において“運命”が共有されるという主観的・心理的の契機が土壌化し、文化的に環境化すると「国家存在」において組織された諸関係が物象性を帯びることになり、「自存」視されると、「国家」という抽象が心像として原像化する。この脈絡において、区画化された社会経済的の諸関係は政治的に「国民国家」に収斂し、ひとつの実体の象徴として自立化することで国際的の「権力政治」における秤量主体に転化する。こうした「国民(型)国家」においては、「時間」と「空間」の共有感が歴史観としてのみならず、現実的の経験においても不断に累積され、両者の共生と協働の機能において

所与のコミュニティと「国家」とが同視され、国民としての帰属感が政治的に扶植されるとともに、「国家」と「国民」との等視をもって「国家存在」は「国家」に対する帰依心に転化する。ナショナリズムは所与の自然的・地縁的愛着心と自生的帰属感や民間信仰を土壌とし、政治的に陶冶された潜勢的「国民」意識であるが、外的契機をインパクトとすることで、あるいは他との区別において自らの文化的固有性や優位性の意識と結びつくことで強力な“情念”として顕在化する。ナショナリズムの心理的機制はこうした脈絡に負っている。それだけに、また、内外の潜在的脅威に訴えることでコンフォームティを喚起するための心理的基盤ともなるだけでなく、「国家主権」の概念とも結びついて個別性の主張の強力な基盤ともなる¹⁹⁾。

すでに指摘したように、「国家存在」は社会関係の区画化という点では一定の社会空間であり、政治的・社会文化的・経済的組織体として実在し、「国家」において組織された政治権力を媒介とすることで、この社会諸関係が一定の凝集性を帯びることから、「国家」は統治機構として現われる。これは社会空間の政治的再現によるものであって、前者が広義の、また、後者が狭義の「国家」概念に照応していると思し得る。この脈絡において「国家」の概念は“広狭”の両義性を、また、“内外”というヤヌスの両面性を帯びることになるが、存在論的には複合的に一体化して、不可分の関係と「規模」において成立し、他の空間的「規模」との関係において個別性を帯びることになる。

所与の諸関係は能動的・有意的アクターの“意思”や“認識”を媒介とすることで構造化する。また、「構造」とは、所与の時間的・空間的次元における諸関係の分節内接合のことであって、制度化されることで一定の形状を帯び得るし、「制度」と「行動」とは相互組成関係にあり、制度はアクターの行動を制約しつつも、アクターは秤量をもって制度を再帰的に構成している。諸関係は体系的に制度化され、ルーティーン化すると自立化し、機能性と有意性を帯び²⁰⁾、その枠組みにおいてアクターは一定の系

統的な行動を示し得ることになる。「国家」とは社会諸関係の「間主観的」カテゴリーであって、そのかぎりでは非物質的存在であるが、諸関係が制度化され、構造的な性質を帯びると「国家存在」として、あるいは「国民存在」として“実体”化する。換言すれば、「国家」は社会的諸関係の抽象であるが、統治機構を媒介とすることで、ひとつの「政治・社会空間」として具象すると言える。この「空間」は地縁的・血縁的自然性を与件とし、これを基盤に経済・文化的諸関係を政治的に複合した関係論的存在である。また、「政治空間」と「社会空間」とは存在論的には個別の次元に属しているとしても、両者は他との関係において相対的に自立化した、ひとつの「幻想的共同体」として有形化する。すると、社会や政治という個別の表象と「国家」という全体包括的“言説”とが“ヤヌスの相貌”において同一の言語象徴に括られ、重畳化していることになる。換言すれば、部分が全体を表徴したり、全体が部分と同視されるという論理と心理が潜在し得ることになる。この視点からすると、「国家」という言葉は社会諸関係を領域的に包括する「言説」であり、諸関係を空間的に表象するための概念装置であるが、この社会関係の包括機能は所与の「統治」をもって経験的に“秩序”づけられていることになる。だが、この関係は「権力 (power, *pouvoir*)」という契機を欠いては成立し得ない。すると、「社会空間」は統治機構(「国家の機構」)によって機能的に包括されることで、それなりに統一性を帯び得るだけに、「社会空間」を統治する“機構”を欠くと「国家」は実体性を欠くか、機能不全化する²¹⁾。したがって、「国家」という存在は「統治機構」という「権力装置」を不可欠とし、この機構に“権力”が埋め込まれることで成立し得ることになる。住民(民族)・国民・「国家存在」の連関化と等視化をもって「国家」がひとつの「人的共同体」であると見なされ、この脈絡において、「国家」は「物理的強制力の正統的行使の独占」(M. ウェーバー)を主張し、「徴税権の独占的システム」(J. シュムペーター)となり得る。こうして、「国家」が社会の「権力機構」となって現われ、この機構が「国家存在」と一体視されることで、

「国家の機構」が「国家」という抽象を具現することになる。

地球空間を一定の「規模」で区画化し単位化すると「国家」は内的／外的両機能（内政と外交）を持つことになり、「国民的存在」は統治機構としての「政府（government）」に具象され、この権力機構が内政と外交の代弁機関となることで「国家」を代表する。換言すれば、「政府」は社会から一定の自立（律）性を帯び、相対的に統一的な実体である「国家存在」を統括する権力装置であるとともに、外的代表機能を果たすための「国家」の“機関”でもありと見なされることになる。この脈絡からすると、「国家」は政治機能をもって社会諸関係を空間的に区画化することで内／外関係を区別していることになる。「国家」概念の2重性は所与の領域における社会空間と政治空間との区分にとどまらず、内／外の領域区分にも発し、ひとつの「人的共同体」であるとする概念（広義の「国家」概念）と、この「共同体」の統治主体であるとする概念（狭義の「国家」概念）とが相対的に区画化された「規模」において2重写しになる。これが「国家」の「表象」の2重性である。これは、統治機構をもって所与の住民を区画化し、法制と権力機能をもって「秩序」のうちに留めおくことで、「国家存在」は社会空間と政治空間の複合体として現出するとともに、政治空間は社会空間から相対的に自立しつつも、社会空間から分離され得ないだけに、統治機関が「国家」化することを意味している。こうして、両空間は「国家」において観念的に包括され、「国家」をもって抽象されることになる。また、“住民（民族）”は「国家」において政治的に包括されることで「国民」化するだけでなく、「国家」が物神化すると、ナショナリズムと結びついて“国家崇拜”を呼ぶだけでなく、排外主義的エタリズムに転化する心性を宿すことにもなる。

かくして、「国家存在」・国家機構・「国民」の概念は「国家」という抽象において連環化し、この政治的抽象をもって、所与の局面と空間における政治的・経済的社会関係が総括され、「世界政治」は「国際」ないし「国民間」の政治として現われる。だから、「国民間（inter-national）」や

「国家間 (inter-state)」という言葉にも表れているように、「国民」と「国家」とは互換性を帯び、「国民国家」という概念をもって、ひとつの社会経済・文化的諸関係が「国家」ないし「国民国家」としてグローバルなレベルで表象されることになる。だが、こうした諸契機が連環化し得るのは、多くの場合、複数の民族を統治の機能と機構をもって「国民」に包摂し得るかぎりにおいてのことであって、社会的亀裂が浮上したり、多民族型「国民」において民族的契機が支配的民族との対抗において自覚化されると、「国家存在」の正統性と「国家」への帰属感は動揺し、「民族ナショナリズム (ethno-nationalism)」が噴出することになる。とりわけ、戦後の、いわゆる「新興独立国」は欧州列強の植民地化のなかで生活空間を無視して境界線が引かれたという歴史にあるだけに、多民族的構成のなかで「国家構築 (state-building)」を課題とせざるを得なかったという状況にあるだけでなく、なお、地政学的・経済地理学的影響にも服している。それだけに、この地域における「国家」的規模の統合は極めて障害の多いものとならざるを得ない。以上の視点を踏まえると、「国家存在」を「国民存在」に包摂している、あるいは、包括し得る諸契機の構造的接合の視座が求められることになる。

4. 「国家性」への視座

いずれの「国民的存在」も社会の相対的同質性を前提とし、この擬制において一定の統一性が維持されている。だが、階級・社会的地位・民族的構成という点で、社会的亀裂が潜在している。それだけに、政治的共同体を国民化し、国民的帰属感を政治的に扶植する必要がある²²⁾。これは、「国家存在」には統治機構をもって社会を編成し、“秩序”の枠にとどめおくとともに、所与の政治体制と政策に対する同意を導出することが求められることを意味している。したがって、この条件を欠くと、社会の動揺や「統治能力の欠如 (ungovernability)」の危機が浮上せざるを得ない。「国

「国家存在」はこうした諸関係と諸実践の総体であるが、この存在は一定の空間において制度化されることで「実体」化している。というのも、社会的「存在」は不可視の関係が組織されることで実体化するからである。換言すれば、社会諸関係は組織化を媒介とすることで、あるいは、制度的に編成されることでシステム化することになる。この視座からすると、「国家存在」という関係論的存在は組織されることで、ひとつの「規模」において空間性を帯び得ることになり、その編成様式が個別の「国家存在」に固有の存在論的特徴を刻印することになる。これは、“存在”の形状が固有の要因の連鎖と配列に発していることを意味する。すると、どのような要因がどのように接続することで一定の様態に形状化しているかという問題が浮上せざるを得ないことになり、「存在」の“様態”を規定するだけでなく、様態化の要因を説明すべきことにもなる。この視点からすると、社会的“存在”は一定の“形質”において実体化し、個別の様態を帯びるわけであるから、「国家存在」の形質の“組成”概念が求められることになる。というのも、“様態”は“形質”に発し、後者が“存在”を組成しているからである。また、形質は諸関係の接合において実質性を帯び、形態化し得るし、「関係」は個別の要素の連関性において成立すると言える。この視座からすると、「国家存在」の「形質」概念として「ステイトネス国家性」という概念を設定することができる²³⁾。これは、“存在”に内在的な“性質”と顕在的な様態との複合的連関の視座において、“存在”の形状にアプローチするための概念である。この視点からすると、“存在”の点では同様の類型に括り得るとしても、形態や様態の違いが認められるとすると、基底の性質を共有しつつも、類的存在における特性と形状を異にしていると、つまり、その組成形態や顕現形態は多様であると見なすべきことになる。これは、類的「存在」の性格と形態が諸関係の接合様式を異にして多様であり得ることを意味している。「国家」としての“存在”が経済社会的・政治的諸関係の総体であるとしても、諸関係が接合することで、一定の形状に組成されているわけであるから、その接合の様式を異にすること

で「国家存在」は歴史的にも個別的にも多様であるし、固有の形状において一定の「自律(立)性」を帯び得ると言える。したがって、所与の「社会構成体」に組成している諸関係の接合形態の違いに発し、それぞれに特有の様態が刻印されていることになる。

また、社会的「存在」は諸関係が構造化することで実在し得るが、「部分的」と「全体的」との把握の違いはあるにせよ²⁴⁾、何らかの原理や理念に媒介されている。というのも、原理や理念とは状況と課題の認識を背景として、所与の局面における諸関係に体系性や組織性を与えることで形状化しようとする知的営為にほかならないからである。これは、様態や形態は「性質」の顕現形態であって、諸関係の接合様式において一定の体系性が指定されることで、現実的・具体的「存在」として形状化するが、社会的「存在」は自然現象とは異なって、何らかのイデオロギーを媒介することで組成されることを意味する。この視点からすると、「国家性」は所与の「国家存在」に組成している諸関係の「説明」概念であり、「国家」と「国民」の形状を説明するための「説明項(explanans)」である。だが、「国家性」自体が諸関係の不安定で可変的な構成にあるだけに、その主要な構成要素を弁別し、接合の様態を分析すべきであるという点では、また、その作動条件を説明すべきであるという点でも「被説明項(explanandum)」となる。

地理学的空間に居住している住民の社会的諸関係と諸実践が制度化されると、一定の「規模」に区画化された「社会空間」が成立する。だが、法学的レベルにおける主権型「方法論的領域主義(methodological territorialism)」においては別のパラダイムが描かれるとしても、この空間は画然と組織されているわけではなく、関係論的「存在」であるだけに、相互に浸透的であり、「境界の透過性」や社会過程の変化に服してもいる。「国家」も存在論的には、ひとつの「社会空間」であり、内的には多様なレベルと規模で組織されることで実体化し、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルなレベルの可変的なモザイク的構成のなかにある世界政

治のなかの、ひとつの関係論的社会空間である。諸関係は個別的にも全体的にも、固有性を帯びつつも、一定の体系に組織されることで社会的存在に形態と様態を与える。また、組織は「制度」化を媒介とするから、「国家性」が「制度」化をもって社会経済的關係を一定の圏域において形状化し、「国家」をひとつの組織体として現出させる。

「資本主義国家」の社会経済的編成や政治形態は歴史的にも現実的にも、また、個別的にも多様である。それだけに、その展開史の時期区分の設定や比較国家論の視座からすると、個別「国家」の構造的組成を分析するための概念が、換言すれば、通時と共時の視座から、ひとつの「国民存在」を構成している「社会構成体」の構造的組成の分析概念が求められることになる。これは、社会的「存在」が諸関係の接合において実在し、その接合形態を変えることで変容するわけであるから、「国家存在」の組成にアプローチするための認識論的範疇が求められることを意味する。この視点からすると、「国家性」は「国家」において組織された「国家存在」の形質を明らかにするための一般的範疇であると言える。

「国家存在」は所与の经济社会諸関係と政治的諸関係の複合的総体であって、一定の規模と形態において存在している。だが、諸関係の実体化は、諸要因が接合することで形状化するという点では歴史的所産でもある。それだけに、「国家」の形態と「規模」は所与性に規定されつつも可変性を帯びざるを得ない。この視点からすると、「国家存在」と「国家性」とは一對の關係にあり、前者は諸関係の制度化と組織化を欠いては定形化し得ないし、有意性と自律（立）性を欠くことにもなる。社会的「存在」は諸関係の複合的接合において生成し、一定の形態において持続性を保持している。この点では「国家存在」も同様であって、「国家」の形質（「国家性」）は所与の局面の諸関係の接合様式に発し、「国家存在」の形状を組成するが、諸関係が変化するなかで、何らかの原理を媒介として、接合様式を変えることで「存在」の形状の変容を呼び得ることになる。換言すれば、「国家性」は諸関係の接合様式であるが、諸関係が変化するなかで自らの

接合様式を組み替えることで「存在」形態の規定性を変え得ることになる。すると、「国家性」は政治と経済社会関係の固有の形状の組成要因であるだけでなく、両者の接合形態を構造化するとともに、社会的諸関係や“力関係”を反映しつつ自らの接合様式を変え得るという点では可変的性格を帯びていると言える。

例えば、「資本主義的(資本主義)国家」という「国家」の類型に付けられた形容詞は、この国家を類型化するための一般的概念であって、この「国家存在」の基底の“形質”規定である。というのも、この関係論的「存在」は、社会的・政治的諸関係が市場中心型の経済と社会に制度化されることで実在する組織的総体であって、「資本主義(的)」という形容詞は、この存在の生産様式に着目した社会的規模の基底の形質規定にほかならないからである。だが、この様式は「自存」しているわけではなく、他の政治的・文化的諸関係との複合的關係において実在し、所与の「存在」に形状性を賦与するイデオロギーや組成原理に媒介されてもいる。すると、「資本主義国家」は、類型のうえでは“資本主義的”という「基底の形質」をマトリックスとしつつも、経済的・経済外的諸関係の複合的關係において「国家」として存在していることになる。換言すれば、「国家存在」は政治的次元と経済社会的次元との複合体であって、各次元が個別の諸関係を有しつつも、両者が一定の接合様式において組織されることで実在し得るのであって、その「存在」形態の多様性は諸関係の接合様式の個別性に発していることになる。この視点からすると、「国家存在」は複合的構成にあり、分析的には経済社会・政治・文化の諸次元に分け得るとしても、存在論的には、こうした諸次元が複合的に接合することで組織され、形状化していることになる。これは、「社会構成体」とはひとつの複合体であって、各次元において、また、諸次元間の複合的接合において有形成し、接合の様態を異にして多様であることを意味している。というのも、一定の自律(立)性を帯びた社会的「存在」は諸関係の接合に依拠し、支配的な理念や理論を媒介とすることで実在に転化し得るからである。「資本主

義国家」といっても、これは「国家」の一般的な類型概念に過ぎず、その形状と形態は歴史的にも現実的にも多様であるが、この多様性は諸関係の接合様式の違いや組み替えに発していると見なすべきである。換言すれば、資本主義国家という類型が個別の形態を帯びるのは、「国家存在」を構成している固有の「国家性」に、つまり、接合様式の構造的違いに発していることになるし、社会的諸関係や国際関係の変化が「形態」と「機能」との乖離を呼ぶなかで（形態と機能との齟齬の深化ないし「非対称化」）、「国家性」を構成している諸関係の接合様式の組み替えが求められることにもなる。

「国家存在」（「国民存在」）の基底の形質が変わらないとしても、内的変化と外的インパクトの複合的作用のなかで個別の編成原理を変更することで自らの形状を変え、固有の形態を帯び得る。すると、「国家性」を「被説明項」とすることで、つまり、どのような諸要因が複合的に作動することで「存在」が形状化し、あるいは、諸関係の組織化の接合様式がどのように変わることによって「国家存在」が変容するかという視点から「国家」にアプローチすべきことになる。これは、「存在」形態の組成と変容の構造的説明が求められることを意味している。また、「グローバル化」が社会・政治諸関係の越境型連鎖の深化過程であるとする、「国家性」の形態がどのような変容過程にあるかということ、これが問われるべきことにもなる。以上を踏まえて、次に「国家存在」に組成している諸契機について、換言すれば、ひとつの「存在」を組成している諸関係の接合の連関性という視点から、資本主義国家という「国家存在」の「国家性」について検討してみよう。

一般的特徴 まず、指摘しておくべきことは、「国家」とは領域型社会諸関係と政治諸関係との複合的存在の観念的表現であり、この関係論的存在の物象化にほかならないということである。これは「資本」が経済的“社会諸関係”の物象化であるのと同様に、「資本主義国家」はこの社会経済的・政治的諸関係の抽象であり、ひとつの言説であることを意味してい

る。換言すれば、この国家は資本主義的経済社会関係と政治関係を一定の規模において包括した組織的実体として“存在”し、他との区別において、ひとつの「全体」を構成していることになる。また、「国家存在」が区画性を帯びざるを得ないのは、一定の土地の住民のみならず、顕在的・潜在的資源をも「国家」において統括する必要があることによる。この点では「資本主義国家」も同様であるが、その「国家性」の一般的・基底的特徴は資本主義的生産諸関係の社会システム化に発し、一定の定着化をみるに至って、政治と社会とが制度的に分離していることに求めることができる（「公私」の形式的分離論）。だから、政治は、いわゆる「相対的自律（立）性」を帯び、第3者的な公的機能をもって社会に介入し得ることになる。また、形態を異にしつつも、この国家は一般的には、「代表」のシステムを社会と統治機構との媒介項としている。これが資本主義国家の一般的形状であって、これが、ひとつの社会を構成し、全体を構造化している。この「国家存在」は存在論的には、社会的・経済的・政治的次元に分析的に区分され得るが、「自由市場」の原理を反映して個別的にも全体的にも、形式的には「自由主義」を社会編成の、したがって、また、社会と政府との関係の基軸的構成原理とし、それぞれの次元が機能的に制度化されることで「相対的自律性」を帯び、個別のレジームとしてシステム化している。だが、例えば、産業資本循環の諸過程にも見られるように、労働過程や流通過程は、より一般的には、社会経済システムは固有の矛盾を内包しているし、システム間の齟齬を呼ばざるを得ない。また、社会と経済は多元的構成にあるし、対立的イデオロギーも内在させている。それだけに、こうした個別のシステムを全体として法的・政治的に凝集し、社会的に編成する諸制度と諸実践が求められる。これは「国家機構」の機能的分離に認め得ることであるし、産業政策の立案と執行や労働と福祉政策やインフラ投資といった「国家戦略」となって現われている。以上は資本主義国家に一般的な基本的特徴であって、その社会的・政治的様態と形態は歴史的にも個別国家においても多様である。とりわけ、「形態形成」期における、あ

るいは変動期や移行期における資本主義国家の「国家性」は固有の性格を帯び、したがって、その形状も多様なものとならざるを得ない。すると、「資本主義国家」は資本主義的生産様式を基盤としていると言っても、その経済の様式自体は多様であるし、他の経済外的要因との複合化を不可避としているだけに、固有の接合様式において個別の「形態」を帯び得ることになる。また、固有の社会状況と結びついて資本主義国家の「国家性」が変化し、政治と社会の制度化の原理の違いを呼び得ることにもなる。

狭義の「国家」を社会の政治システムであるとすると、社会を統治する「部分」であり、広義の「国家」の統治機構に過ぎないことになる。だが、この統治機構という「部分」によって所与の社会諸関係が編成され、再編成されると、ひとつの体系的「全体」が形象化する。広義の「国家」概念はこの“全体”を表徴する概念であるが、系統性と組織性を帯びることで社会の諸「部分」の複合的総体以上のものとして表象される。すると、“ホーリズム（holism）”の性格を帯び、個別「要素」の算術的総和を超えるものとして、「部分」の上に聳え立つ上位の存在として理念化される。“有機体的”あるいは「法人型」国家観は「人体」ないし「社団」とのアナロジーに発し、「ホーリズム」的性格を帯びた「国家」観である。

関係論的視点からすると、政治的諸関係を含む社会諸関係が所与の空間において複合的に構造化することで、「政治社会プラス市民社会」が形成され、ひとつの社会構成体が「歴史的ブロック」をなしていることになり、他の「社会空間」から相対的に自律した関係論的存在の実体像を結び得る²⁵⁾。このメタファーからすると、「国家」は政治的・経済的・社会文化的関係が一定の時空間において複合的に対化しつつ、「共振動」のなかで“同時進化”する時間的・空間的マトリックスであることになるが、「国家性」がこの鑄型に固有の形状を刻印するわけであるから、その様態は時間的にも空間的にも多様なものとならざるを得ない²⁶⁾。

いずれの社会も複合的生産諸関係のなかにあるにせよ、その接合の様式は比重を異にしている。例えば、資本主義的社会編成が家父長的体制を基

礎に編成された社会と、個人主義的自由主義(ないし、個人を「利益集団」に括った「利益集団型自由主義」)を基礎とする社会とでは、また、封建的遺制を梃子とし、「国家権力」を媒介とすることで急速に資本主義化の道を辿った後発資本主義国と資本主義システムが社会的規模で自生化する傾向を歴史的に強くした資本主義国とでは、理念的にも現実的にも、社会的紐帯の資本主義的結合様式を異にせざるを得ない。それだけに、資本主義を基軸的組成原理としていても、「国家性」の点では前者が家族的・血縁的擬制の契機を強くするのにたいし、後者は「目的団体」型の契機を強くすることになる。そして、植民地型資本主義化の道を歩まざるを得なかった諸国の「国家性」は別の固有の形態を帯びざるを得ない。こうした歴史的背景を異にして、固有の文化や習慣が制度化の基盤となるだけに、「国家性」は「国民性」の違いともなって現われる。さらには、社会の組成様態や社会と「権力機構」との関係においてのみならず、「国家構築(state-building)」の歴史的過程に占める官僚制の位置という点でも「国家性」の違いが浮上せざるを得ない。また、「政治文化」が政治意識や政治的態度を規定するだけに、政治の制度化と過程の重要な要素となる。すると、経済社会的・政治的諸関係は文化的・イデオロギイ的契機を媒介とすることで、あるいは、後者が前者に埋め込まれることで固有の「国家性」が「国家存在」に刻印され、制度編成の違いとなって現われることになる。というのも、所与の「国家存在」の様態が「国家性」を規定するだけでなく、後者が国民国家の形成や経済社会の展開と編成に一定の方向を設定するからである。これは、社会諸集団の“力関係”のみならず、「国家管理層」や支配的集団と分派の制度設計の企図とも結びついている。以上を踏まえると、資本主義国家は商品経済を基軸的構成原理としつつも、これを組成している「国家性」は複合的性格を帯びていて、社会的・政治的・イデオロギイ的要素がそれぞれに一定の自律性と個別性を帯びつつも、これがどのように複合的に接合されるかに従って、「社会構成体」は存在の様式を異にせざるを得ないことになる。これは、「国家性」を構成する

諸関係の契機は相対的対応関係にあるとしても、一元的に統一されているわけではなく、歴史的「経路依存性」と将来の「経路形成戦略」という歴史性と戦略性の多元的接合からなっていることを、換言すれば、所与の社会的「形質」は諸要素の接合様式の不安定な接合において形態化していることを意味している。

“強弱”という国家の形態論は「国家機構」の決定力と政策遂行能力に着目した類型概念であるが、「国民的存在」の凝集性の程度という視点から「国家存在」を類別する概念ともなり得る。というのも、この能力は社会的諸関係やアクターをどの程度に組織的・イデオロギー的に糾合し得るかという問題と結びつくからである。この点では、例えば、アメリカ合衆国のように多元（主義）的構成にあるからといって“弱い国家”ということには必ずしもならず、社会的結束力や国際社会に占めるヘゲモニー的位置に左右される。また、「脆弱国家（weak state）」と「挫折国家（failed state）」という類型論において、前者は国家権力の社会的凝集力が弱体で、領域と住民をコントロールし得てはいない国家を、後者は政府が政策を設定し、執行する機能を失った国家を指している。その多くがサハラ以南のアフリカ諸国の特徴であるとされていることにもうかがい得るように、植民地であったという歴史的経験に第2次大戦後の「上置境界」による有界化も重なって、部族ないし民族集団間の「国家の編成」をめぐる政治的対立となって顕在化している。さらには、「国家性」の視点からすると、こうした諸国が「国家」として存在しつつも、政治的・経済的「秩序」が弱体である、あるいは、機能不全状態にあることに鑑みると、「統治能力（governability）」の欠如の概念と結びつくが、グローバル化と関わっては、例えば、環境破壊や国際テロのコントロールという点でグローバルなレベルの「統治能力の欠如」という問題が浮上せざるを得ないことにもなる。

凝集性の契機 「国家性」は所与の「国家存在」の組成概念であって、分析的には政治・経済・文化のレベルに分け得るが、各レベルにおける「組織」が作動し得るには位階的に編制されるにとどまらず、集団構成員

の“同意”が求められる。この点でナショナリズムは「国家存在」の凝集性の主要な心理的・文化的要素であり、「同定」と「同意」を導出する主要な政治的契機となる。だが、これが訴求力を持ち得るには、受け手の同調心が、いわば、所与のシステムの正統性を受容し、行動準則として内面化する心理的要素が必要とされる。「ヘゲモニー」の概念はこの脈絡に位置していて、その機能様式は個別の歴史状況と“力関係”を反映しつつ、「国家存在」の固有の性格（「国家性」）において作動するとともに、そのための装置と担い手が固有の役割を果たすことにもなる。換言すれば、「ヘゲモニー」は所与の社会構成体の“形質”の牽引力であって、「国家性」の精神的作動メカニズムとなる。

「ヘゲモニー」とは古代ギリシアの「ヘゲモニア (*hegemonia*)」に発し、ある要素の突出状況を、あるいは、国家間関係（国際関係）においては、ある国家が優位にあることを指す言葉であるが、グラムシの用法においては、支配的階級の「知的・道徳的指導力」のことであって、被指導的階級の“同意”を導出し得る能力を指している。これは所与の価値を経済・社会関係に埋め込み得ることで作動する「権力」の社会的契機である²⁷⁾。この視点からすると、所与の「秩序」は物理的・法制的権力（「国家権力、*Staatsgewalt*」）を背景としているだけでなく、第一次的には、経済社会関係に内在する“価値”の規範化や生産技術の強制による規格化に依拠していることになる。例えば、“フォーディズム”はテイラー主義的生産工程を指す言葉であるが、社会的規模に及ぶと、ひとつの社会的価値観に転成し、体制原理となる。また、「市民社会」と「国家」との2分論からすると、「ヘゲモニーと同意」は前者に、「支配と強制」は後者に発することになるが、両者の機能は区画化された政治と社会の空間において截然と行使されているわけではない。確かに、「物理的強制力」の正統的行使は国家権力の固有の属性であるとしても、「国家存在」は政治と社会の空間から複合的に組成されているだけに、“同意”と“強制”の契機は両空間において作動することで「国家」的規模の“支配”が成立すると言

える。

だが、ヘゲモニーは市民社会の内部で生成するとしても、最終“審級”である「国家機構」が、政策をもって社会関係をシステム化する必要がある。これは社会が矛盾を内包しているだけに、「政策」をもって所与の価値を現実化し、そのことで「価値」を扶植し、社会のなかに埋め込む必要に発している。また、主客関係からすると、「国家権力」は被支配集団に「対する（over）」権力と、支配集団ないし支配的システム「への（to）」同調ないし同意というベクトルを異にする対抗的要素の矛盾のなかの複合的統一性において行使される。したがって、「権力」とは「^{コーポリアル}実体的」というより、間主観的・関係論的概念であると言える。この視点からすると、「知的・道徳的指導力」は、所与の価値が規範性を帯びることで「主客関係」の支配-被支配関係ないし主従関係において成立することになる。だが、ヘゲモニーは社会経済関係の構造的制約性に服しつつも、アクターの戦略的企図や諸勢力の“力関係”に発しているだけに対抗傾向を内在していて、「主客関係」の逆転や抵抗の可能性を潜在していると言える。この脈絡からすると、ヘゲモニーと「対抗ヘゲモニー」とは不可分の関係にあることになる。

資本主義国家は私的所有関係を基礎としているだけに、ヘゲモニーは第1次的には、生産と流通の関係と過程において行使され、機能しているとしても、資本主義国家の「国家性」の一般的な政治制度的特徴は「参加」を原理ともしているだけに、社会諸関係の対立的契機は国家の“舞台”に持ち込まれ、「統治能力」の不安定化と結びつきかねない。それだけに、この国家におけるヘゲモニーは不断のイデオロギ的の正統化機能を、また、インフラストラクチャーのレベルにおける政策的対応を強くせざるを得ないことにもなる。この脈絡からすると、「知的・道徳的指導力」が有意性を持ち得るのは、「国家性」が所与の社会構成体に埋め込まれ、それなりに安定的に作動しているか、あるいは、新しい「国家性」を創出することが説得力を持ち得る場合であることになる。ここに、「国家」における、

あるいは「国家」による「企図」と「戦略」の契機が介在し、「国家性」の内実と傾向を左右することになるが、これは「ヘゲモニー」の機能性にも依拠せざるを得ない。

“同意”には是認とアパシーや諦観という心理的要素が含まれるが²⁸⁾、所与の経済社会関係がシステム化するためには、それが「常識」として規範化し土着化する必要がある(“意味”の社会的共有化)。「国家」に包括された経済社会関係は所与のシステムの規制や伝統と慣習の規律をもって、日常の実践において(再)生産される。だが、「同意」の形成には抵抗と対立の意識を含むだけに、合意と離反という対立的意識を宿している。これは、社会が対立と亀裂の契機を内在しているだけでなく、不断に異質的・多岐的構成にある流動的な関係であることによるものであって、それだけに、ヘゲモニーは不断の“正統化”の過程に服さざるを得ないし、社会的諸カテゴリーを関係づけるためには、適合的な代表や介入の“戦略”と企図も介在させざるを得ない。統治様式や統治術とは行為の方向を設定し定形化するための戦略であるが、それが機能性を帯び得るには一定の「合理性」が、少なくとも、統治の「形式的合理性」が求められる。また、その機能要件は個別の時空間に左右されるし、合意の形成メカニズムにも依拠しているだけに、正統化の原理や政策形成過程という点では「国家性」も可変的性格を帯びざるを得ないことになる。とりわけ、資本主義的社会編成が「自由競争」をシステムの作動原理としているだけに、政治過程と政府の編成原理という点では、この「国家存在」に固有の「国家性」を刻印することになる。

「国家」とは、ひとつの意識形態であるという点では「上部構造」であるとしても、制度的・機構的レベルでは、メタファーとしての「上部構造」とは「法的・政治的」次元のことである。すると、「国家」は「法的・政治的」上部構造を含む社会的諸関係の実体的存在の物象化であることになる。というのも、諸関係は構造化することで「物性化」し、「自存」視されることになるからであり、この脈絡において「国家」という理念が

自立化し、“物神性”を帯び得ることになる。また、「政治社会」と「市民社会」とは分析的に区別され得るとしても、両者は複合的構造にあり、政治的諸関係は「市民社会」に浸透し、前者は「国家」をもって自らを代表（表徴）する。「強制の鎧をつけたヘゲモニー」というグラムシの「統合国家（integral state）」の規定（ホブズの「可死の神」）は、政治的次元が「市民社会」の諸システムに入り込み、ヘゲモニー関係を媒介として位階的に編成するとともに²⁹⁾、「最終審級」としての「国家装置」においては強制力（鎧）をもって自らの統治が担保されていることを、換言すれば、ひとつの経済・社会関係はヘゲモニー機能をもって“秩序”化されるとともに、この関係が政治権力に担保され、補完されていることを指している³⁰⁾。したがって、ヘゲモニーが不安定化したり、既存の「統合国家」の形態では社会秩序を維持することが困難になると、あるいは、社会的編成を変える必要があると判断されると、ヘゲモニー集団は非（擬似）革命的手段（「受動的革命」）をもって社会形態を変えようとするようになる。さらには、戦時や臨戦時の国家体制に、あるいは、いわゆる「例外国家」や「権威主義的国家」において典型的に浮上するように、「市民社会」レベルにおけるヘゲモニー機能が不全化したり、その傾向が現われると、「国家権力」は価値剥奪の威嚇と行使をもって“強^{コア-ション}制”力を発動するとどまらず、市民社会を吸収することで自らが“強力装置”に転化する。また、「国家性」の創出には、とりわけ、「形態形成」期には「合意」というより、「強権」の発動に依拠している場合が多いと言える。

政治形態の特徴 「国家」の概念には諸次元が複合的に絡みついている。それだけに、「国家」という言葉は極めて論争的で多義的な概念とならざるを得ない。だが、社会諸科学の存在論からすると「国家」も関係論的存在であって、ひとつの領域的空間として他から区別され、関係論的総体として実在している。そして、資本主義という基底の形質が、様態は多様であるにせよ、この「存在」に固有の政治の制度と形態を指定する。

「国家存在」を構成している諸関係を分析的に「社会経済領域」と「政

治権力領域」に分離し得るとしても、存在論的には複合的諸関係の接合と
 相関化において構造的に一对化している。また、後者を「機能レベル」と
 「機構（制度）レベル」に分け得るとしても、“機能”と“機構”は分析的
 区別であって、一定の目的を実現し、あるいは実施しようとする、組織
 化が求められるわけであるから、制度化されることで機構化するとともに、
 人的担い手によって機能し得ることになる。これは、「国家」の概念が所
 与の空間に区切られた社会経済的・政治的諸関係の総体を抽象的に表象し
 つつも、形式的には政治と経済社会とが制度的・組織的に区分されること
 で各々が相対的に自律的な次元を構成しつつ、「国家」において包括され
 ていることを意味する³¹⁾。この脈絡において、社会経済的諸カテゴリーは
 集合体に括られ、その個別性を捨象して「国民」として現われる³²⁾。
 「市民権^{シチズンシップ}」は、こうした国民的存在の法的権限の表現である。換言すれば、
 社会的諸個人を私的権利の保有者として私的領域にとどめつつも、他方で
 政治的権利の保持者として“市民”に変えらるとともに、この社会的・市民
 的個人を「国家」において包摂することで、「国家」が諸個人を集合的に
 再現し得ることになる。これは国家による、また、国家における「個人
 化」と「全体化」の一对化を意味する³³⁾。プーランツァスの「孤立化効
 果」や「個人化」の、また「統一化効果」という概念は、こうした「国
 家」機能の認識を背景としている。この脈絡において、社会経済的・職能
 的脈絡は捨象され、住民の「国民化」をもって、その利益は「国民的利益
 (national interest)」や「公益 (public interest)」と等置され、さらには、
 「国家」を人格的に擬制化することで「国益」に転化する。

経済社会関係と統治システムとは、原理的には個別の制度的形態に立っ
 ているだけでなく、内外の変動要因をインパクトとすることで共働^{シナジズム}と共
 振動を繰り返すことになる。これは、所与の形態とは歴史的所産であるだ
 けに、諸関係の変化と結びついて、機能性との乖離を呼ばざるを得ないこ
 とを意味する。換言すれば、形態の機能性は、諸関係が流動的であるだけ
 に、不断に不全化せざるを得ないという性格を帯びていることになる。そ

れだけに、政策的介入と政治的代表形態を多様にせざるを得ないし、イデオロギー的対応も求められるだけでなく、強圧的形態も含めて、政治形態の変容を迫られることにもなる。だから、国家は「戦略的選択性（strategic selectivity）」の「場」となるし、その創出主体として政治戦略を行使せざるを得ない³⁴⁾。これは場あたりのであるにせよ、「国家企図」をもって「国家」の統治制度を再編することで機能的即応性を期すとともに、「国家戦略」をもって社会経済的介入策を展開することでヘゲモニーを維持せざるを得ないことを意味している。すると、「国家存在」は「経路依存性（path dependence）」に服していることになるから³⁵⁾、「国家性」は歴史の所産であるし、所与の局面で「戦略的選択性」を媒介とすることで「国家存在」の制度的編成が組成されるだけでなく、「国家機構」が政策的に対応することで「国家性」自身が変容し、「国家存在」の形状の変化と結びつき得ることにもなる。

資本主義国家の「通常形態」に即してみると、一般的には、「国家構成」の視点から「複合国家」と「単一国家」に、また、「国家形態」の概念から「共和制」と「（立憲）君主政」に、さらには、「政府」の編制形態の違いから大統領制と議院内閣制や両者の混合形態に類別されている。こうした組織的・制度的違いは「国家存在」と「国民存在」の歴史的様態とヘゲモニー集団の制度設計の企図との複合的所産であって、そこには、土着的文化の質的差異やイデオロギー的正統化の相違も介在する。通常形態の資本主義国家の政治制度は歴史的背景と制度構築の企図の違いに発し、政治形態という点で個別国家に固有の「国家性」を制度的に刻印している。

とりわけ、先進資本主義諸国は「人民」ないし「公民」の政治参加を代表制の基本原理とし、「国民国家」と「自由民主政」とを結合した体制にある。換言すれば、「自由民主政」という理念を「国家」において制度化することで、統治の正統化の基礎としていることになる。確かに、英米型の「自由主義的市場経済」と北欧型の非市場型社会的ネットワークを組み込んだ「調整型市場経済」とでは、資本主義の政治と経済の作動システム

を異にしていると言える³⁶⁾。また、「国家性」の政治制度論的・政治過程論的視点からすると、基本的には選挙型参加と団体型参加の複合的制度が導入されているが、両者の複合的形態には程度と範囲を異にしている。例えば、アメリカの政治が「利益集団自由主義 (interest group liberalism)」であると言われているように、「個人主義的自由主義」は“政党”と、「利益集団自由主義」は“压力団体”と結びついて社会諸集団を政治的に凝集していることになるし、北欧諸国ではコーポラ主義的性格を強くしている³⁷⁾。これは、民意の徴集と社会的凝集方法という点で個別の「国家性」を反映するものであって、政策的介入と代表制の形態の違いに発している。そして、「政党」が政府と社会との媒介項であり、個別社会の編成史や“力関係”を反映する位置にあるだけに「政党制 (party system)」の違いとなって現われる。それだけに、こうした機制が不全化すると、政治不信や政治的有効性感覚の減退を呼ぶことにもなる。

「国家」が「国民国家」化し得るには「国家存在」と「国民存在」とが、また、「国家意志」と“民意”とが何らかの形態において等視される必要がある。とりわけ、近代の政治原理においては「国民」の政治主体が“民衆”に求められるだけに、「民衆の支配」を統治の正統性の基盤とせざるを得ない。だが、この言葉には「民衆による支配」と「民衆を支配する」というベクトルを異にする“支配”の両面性が含まれている。この機制において支配者の「被支配者化」と被支配者の「支配者化」という、いわば、客体の「サブジェクト主体」化と「サブジェクト領民」化という権力関係の転倒形態が成立する。この脈絡において、権力関係の受動性と能動性という対極性が「等価形態」をとり、連環形式において両者が等置されることになる。それだけに、また、権力主体の「ポピュリスティック民衆主義政治」が「デモクラティック民主主義政治」の姿を帯びざるを得ないし、両者が一体視され「民衆型民主政 (popular democracy)」として現われることにもなる。これは、近代民主政が直接民主政の制度に補完されつつも、「規模」に制約されて、基本的には「代議制 (間接) 民主政」という制度を不可避とせざるを得ず、常に「ポピュラス民衆」の「ポピュラリティ人気」に

依拠せざるを得ないことに負っている。いわゆる「ポピュリズム」の運動ないし現象を一律に括ることは困難であり、歴史的にも個別的にも、その様態を異にしている。とはいえ、古典的には19世紀から20世紀へかけてのアメリカの“ポピュリズム”が「改革と反動」の“逆説”のなかにあったとされるように、変動期や移行期の“危機感”をバネとして反議会主義的・反立憲主義的直接民主政の志向を強くするとともに、反エリートイズムとカリスマ的リーダーシップ論が混在するという逆説を内包しているという点では共通性を認めることができる。

「絶対支持率」という視点からすると、有権者の相対的少数をもって「多数」としているに過ぎないということ、これが一般的であるにせよ、「選挙」という制度的回路をもって民意が徴収され、「国家意志」として社会に賦課される。選挙はこのチャンネルの典型的形態であるが、これにとどまらず、審議会や利益集団など政策形成過程には多様な同意導出のメカニズムが介在する。こうした機制は政府と社会の二元性の「分離内統一」に発している。というのも、近代の自由民主政国家においては、いわゆる「自己調整型市場」が生成することで政治と経済社会の領域とは組織的・制度的に、したがって、機能的にも分離し、「国家」は「公的」レベルに属する統治の機構であるとされるからである。これは、被代表者が代表者レプレゼンティドに再現されるという代表制の理念にも似て³⁸⁾、「国家」が諸部分を全体として表徴することで、所与の諸部分を観念的に「総括」することを意味している。これが資本主義国家の「国家性」の典型的な政治的「代表形態」である。だから、近代の資本主義国家は、「資本主義社会のなかの“国家”」と「資本主義国家」という二重の姿をもって表象されることになり、前者を行動論的視点から分析の対象とすると、「国家」は“道具性”を帯び、資本主義的社会諸関係や支配的社會諸集団と「国家装置」との相互関係が照射されることになる。また、後者に力点を置き、構造論的視点から資本主義国家をひとつのシステムと見なすと、その組成の構造化の論理と構成が分析の対象とされることになる。さらには、「国家」を擬制的人格

としてアクター化し(「関係」の人格的擬制化)、「国家理性(*raison d'État*)」の観念をもって国際関係に投射すると、「国家」を個別利益の実現主体であるとするパラダイムが導かれることになる。また、「ピリヤード・モデル」や「蜘蛛の巣^{カブウエフ}モデル」の世界政治像は国家をアクターとし、その相互関係に国際政治を絵図化するものであって、国際関係論における^{ステイタロトリー}「国家崇拜」論は、こうした脈絡に発している。

ガヴァナンス 「ガヴァメント(government)」という言葉は動詞(govern)の「名詞」化に発し、「統治」という動態的・機能論の意味と「政府」という静態的・組織論の意味を、換言すれば、「政府」のような制度化された組織体を意味するとともに、これを媒介とした「統治」のことであるという両義性を帯びた言葉である。これは、主客のいずれの立場においてのことであれ、他者の行為に影響を与え、一定の方向に誘導しようとすると、行為の組織化と組織による行為を伴わざるを得ないし(フーコーの「行為の行為, *conduct of conduct*)、これが規範性を帯び得るには統治の合理性をもって行動様式を内面化する必要もある(「統治性, *governmentality*」の概念)³⁹⁾。また、「ガヴァメント」の類語として「ガヴァナンス(governance)」という言葉が政治学と社会学や政治社会学において、しげく使われるようになっていく⁴⁰⁾。その定義は確定しているとは言えないが、ほぼ共通に想起されていることは、社会生活の調整様式やその諸過程のことを指している。これは公式・非公式の国家装置やインフラ型権力による「秩序」形成のメカニズムに注目した概念である。この概念において、ローカルやナショナルなレベルで多様な規模で組織された「政府」による「統治」の様態と形態にとどまらず、社会的ネットワークの自己組織化の視点を導入することで「秩序」の創出と維持に占める公的・私的レベルの複合的構造が、また、政策形成過程に占める「クワンゴ(*quango*)」の役割が重視されることになった(公的領域の自立的機能の「グレーゾーン」化)⁴¹⁾。この概念からすると、所与の「秩序」は「政府」によってのみ形成され、維持されているわけではなく、市場や社会的ネッ

トワークに負っていることになる。この視圏は「統治」の概念を社会・経済レベルにまで広げ、「秩序」の網状的編成を視野に収めたいという点では積極的の意味をもっていると言える。こうした視点が浮上することになったのは、統治様式の「公私パートナーシップ」論や新自由主義的「ニュー・パブリック・マネジメント」論に見られるように⁴²⁾、統治の機構と機能レベルにおける「国家存在」の変容と結びつきのことである。

だが、このパラダイムをもって「国家」やネットワーク化の主体の役割が過小視されると、この網状化の位階的編成や「秩序」の創出と維持に占める「国家機構」や政策形成集団の固有の先導的機能が、とりわけ、強制力を背景とする「秩序」の維持と形成に占める指導力の契機が看過されかねないことになる。また、「国家」レベルにおける「ガヴァナンス」論をグローバルなレベルに拡張すると、「世界国家」や「世界政府」が存在しないだけに、世界政治における一定の「秩序」の存在を説明するために「グローバル・ガヴァナンス（global governance）」の概念と結びつくことにもなるが、この場合においても、国際的組織や国際的諸アクターのグローバルな行動におけるヘゲモニー関係や位階的力関係を軽視すべきではないと言える。さらには、別の類語として「ガヴァナビリティ（governability）」を挙げることができる。これは統治主体の「統治能力」のことであるが、この能力が政策遂行力と結びつくことで政治システムの安定化に寄与し得るには、政策対象の「合意」導出能力を含めて多様な権力資源に依拠せざるを得ないことになる。すると、「ガヴァナビリティ」は「国家」の組成形態の違いや形態を変更し得る能力に左右されることにもなる⁴³⁾。

以上のように、「国家」の歴史的・個別的存在の形質性が固有の「国家性」の基盤となり、経済的・社会文化的・政治的諸契機の接合様式において所与の形態と様態として顕在化するだけに、「国家」の分析は「国家性」と結びつけて検討すべきことになる。とりわけ、グローバル化を変動要因として、経済的・社会文化的レベルで越境的規模の連鎖化が強まるなかで、政策的対応を異にしつつも「国家」に編成している諸関係は変容している。

だが、これは「国家」の“解体”過程を意味するわけではなく、その組成構造が変容の過程にあることを示しているに過ぎない。この視点を欠落させると、「グローバル化」をもって「国家の退場」論や「世界国家」論を呼びださざるを得ないことになる。「国家」は密封型の“容器”や“濾過機”に過ぎないものではなくて、内外の矛盾と要求に対応せざるを得ない状況のなかで、自らの社会経済的編成やその諸要素の接合形態を、換言すれば、国家は自らの「存在」規定性を組み替え、自律的に再編しつつ「グローバル・ガバナンス」の分節的・多元的連接化の結節点に留まることでグローバル化の連結環の役割を果たしている。

5. 結びにかえて：国家のグローバル化

経済社会関係は歴史的に可変的であるし、所与の“存在”も歴史過程の成層化の所産であるから、「国家」の様態も変化に服していることになる。これは「国家存在」が内的/外的変化との相関性において、その様態と形態を変え得ることを意味している。というのも、「国家存在」は自らの諸関係を組成することで存在しているだけでなく、孤立の存在たり得ず、他の存在との関係のなかにあるだけに、他との共振動のなかで同時進化の過程を辿らざるを得ないからである。「国家」という抽象は、存在論的には一定の領域において政治的に組織された社会経済的諸関係の総体であるとすると、また、「グローバル化」とは、この関係の越境型連鎖化の過程であるとすると、「国家存在」レベルにおける社会経済関係が変化していると見なすべきことになる。この脈絡からすると、「グローバル化時代」の「国家」や「国家の自律性」は、「国家存在」に組成している「国家性」の諸契機の変化と結びつけて理解すべきことになる。

「国家の権利と義務に関するモンテヴィデオ会議」(1933年)の規定において、「国家」は一定の領域、定住民、実効的政府の存在、外交能力の複合的総体であるとされている。この規定からすると、実効的に統治する

「政府」が住民を一定の規模に「領域」化することで、ひとつの組織的統一体が形成され（国家の領域的「空間化」）、この存在が国際政治における自立的・主権のアクターであると見なされていることになる。こうした空間の政治的「有界化」をもって世界空間は内／外に区分され、「主権」は「国民（民族）主権」と「国家主権」という両面性を帯び得たことになる⁴⁴⁾。国際政治論における「方法論的領域主義」はこの視点に立っている。だが、「国家」において区画化された社会的諸関係は相互依存的で浸透性に服し、透過性を帯びているわけであるから、その形状は多形的で不断に変化していることになる。すると、グローバル化のなかで「国家存在」がどのように変容し、「国家性」がどのような変化に服しているかということが、いわば、グローバル化のなかで現代国家はどのような位相にあるかということが問われていることになる。

経済の新自由主義的（新保守主義的）グローバル化のなかで、「ケインズ主義的福祉型国民国家」から「シュンペーター主義的競争国家」へと移行したと（B. ジェソップ）、あるいは、フランスに典型的な「国家資本主義（state capitalism）」型国家といえども、市場型国家へと変容しつつあるとされる。こうした国家形態の変容は、「ブレトン・ウッズ体制」の破綻や国家財政危機の深刻化などに見られたように、1970年代の経済的「行き詰まり」状況への対応のなかで浮上した「ワシントン・コンセンサス」において、「構造調整計画」が、少なくとも先進資本主義諸国の基本的政策路線に据えられ、国際資本循環の流動性の強化や政府機能の「民営化」を、また、雇用形態と労働形態の「柔軟化」を呼ぶことになった。こうした国際的「合意」において経済の「規制緩和」や貿易と産業の「自由化」が政策的基調となり、通信と輸送の技術の高度化と結びついて先進資本主義諸国は「知識基盤型経済」を軸に「競争優位」の経済体制を志向することになった。こうして、新自由主義的な競争関係を樹立することがグローバルな国際的政策路線とされ、また、「国家の企図」ともなることで、多くの資本主義諸国は「競争国家（competition state）」化の方向を強くし、

資本投資に有利な国内条件を整えることを政策課題に設定した。そのことで、状況への対応の迅速性という点から国家機構が再編されるとともに、行政権の役割を高くすることにもなった。そして、超国民的経済ブロックがリージョンのレベルで形成されることで、リージョン相互の関係も強くし、国内的にも国際的にも経済社会関係の「再規模化」の方向を強くした。この脈絡において、国際的政策調整の必要から国際組織が新しい展開を見せることで政策レジームが国際化するとともに、そのヘゲモニー機能を高めることにもなった。

経済の新自由主義的再編へと政策路線が転換するなかで、国家の再分配政策も大きく変化し、社会政策型路線から企業家主義的経済原理主義路線へと転換した。これは経済の“脱政治化(depoliticization)”を志向する政治的「再規制」策であって、公的施設の民営化や社会的安全網に対する政治責任の軽減策に、あるいは「公私パートナーシップ」の強化策に認め得ることである。そのなかで、所得格差は拡大し、貧困と失業は構造化している。これは、国家財政の窮乏化を背景として戦後の「ケインズ主義的妥協」体制を再編し、経済のグローバルな企図をもってグローバルな規模で、新しく「本源的蓄積」を目指そうとする新自由主義的介入主義政策となって現われている。こうした経済と社会の“脱政治化”路線は現状への不満と将来への不安を呼び、「疑似ポピュリスト運動」と、あるいは「新自由主義的ポピュリズム(neo-liberal populism)」とも呼ばれる現象が各地で浮上している⁴⁵⁾。形態と様相は多様であるにせよ、今日のポピュリズムは新自由主義的政策転換のなかで浮上した諸矛盾に対して新自由主義的に対応するという性格を強く帯びているが(「グローバル化」時代における新自由主義的な「受動的革命」型対応策の模索)、他方では、経済的平等や格差の是正を求める対抗運動も台頭している。

「グローバル化」のなかで「国家存在」の社会諸関係の「再規模化」と「国家機構」の再編が起こっている。これは国家の機構と社会空間が「戦略的選択性」に服していることを意味するものであって、新自由主義の理

念がヘゲモニー化するなかで社会と経済関係が、また、政府機構が、とりわけ、行政機構や行政規模が再編され、戦後のフォード主義的・ケインズ主義的「国家存在」の社会形態と統治形態は変化している。というのも、1970年代までの国家の社会経済戦略は、規模の点では「国民国家」中心とし、労働者を消費対象とする大量生産・大量消費型福祉体制と需要サイド型経済体制の構築を介入主義的規制策の基本路線としていたからであり、そのなかで、例えば、「高度経済成長期」の日本の社会経済構造は大きく変貌することにもなった。

だが、国際資本循環の流動化と新自由主義的グローバル化のなかで、世界政治は「グローバル・ガヴァナンス」の方向を強くした。これは経済社会関係の越境型連接化という点では「国民的存在」の“脱国民化”の方向を、また、国家機能の水平的・垂直的権限委譲という点では“脱国家化”の傾向を強くしたことになる。換言すれば、経済社会・文化関係の越境化と相互依存関係が深化し、政治システムのリージョナル化とグローバル化と結びついて国際的政策レジームが族生するとともに、世界政治が「グローバル・ガヴァナンス」の方向を強くしたことになる。だが、^{インターナショナルイゼーション}「国民間化」と^{インターステイテイゼーション}「国家間化」の方向が強まったと言っても、^{トランスナショナルイゼーション}「超国民化」が起こっているわけではない。現に起こっていることは、経済社会関係の越境化と相互連接化と「規模」の再接合化であり、「社会空間」の再規模化である。そのことで、また、国家間の調整と諸過程の管理の必要を強くしたのであって、「国家」自身の受動的後退を、いわんや、解体を意味しているわけではない。むしろ、対立と対抗のなかで「国家」は国際化の触媒の位置にあって、グローバル化時代の「国家性」を「国民的存在」に刻印する役割を果たしている。

以上の脈絡からすると、「グローバル化」を変動要因として「国家性」の構成は変化し、社会経済的には“脱国民化”の、また、政治的には“脱国家化”の方向を強くして、「国民国家」はグローバル化のなかで形状を変えつつあるし、世界政治が「複合型アクターモデル（mixed-actor

model) 化と多形化の方向を強くしていることになる。だが、このような変動期においても世界政治の主要なアクターは「国家」である。資本主義国家は存在様式を変えつつも、所与の住民の社会経済的諸関係を政策と“強制力”をもって集約し得るし、その位置にもある。また、「権力」はゼロ・サム型の形状にはなく、複合的關係において成立しているわけであるから、グローバル化のなかで権力関係が内外の両レベルで複合性と重層性を強くしていることになる。そして、「グローバル・ガヴァナンス」に占める「政治責任」は国家に帰属しているし、基本的財貨の供与をもって「秩序」を維持・創出するとともに社会経済的・政治的諸過程を規制し得るという点で、さらには、政治支配の正統化の基盤であるという点でも「国家」は所与の社会経済的編成の凝集性の要素の位置にある。

20世紀までの「市民権」が国民国家という規模において累積されてきたわけであるが、今や、グローバル化が「脱国民化」と「脱国家化」の方向を強くし、いわば、越境型「トランザクション」が起きているとすると、「国民国家」と並んで、あるいは、これと結びつけて「グローバル民主政」をどのように構築するかという課題も大きく浮上しだしたことになる。だが、この課題は、ダールが、かつて、「規模」と実効的「参加」との“ジレンマ”と呼んだ問題に逢着することになる⁴⁶⁾。この点では、なお、「思考内実験」の枠内にあるとはいえ、「民主的グローバル・ガヴァナンス」論や「コスモポリタン民主政」論は視点を異にしつつも、グローバル化のなかで「重複型運命共同体」が生成しているだけでなく、課題への越境的対応が求められているとの規範的認識を共通にすることでグローバルな規模における「民主政」の課題に答えようとしていると言える⁴⁷⁾。

- 1) 「気候変動」と政治の課題については、次を参照のこと。Anthony Giddens, *The Politics of Climate Change*, Polity, 2009.
- 2) 次はグローバル化の第1波を4-5世紀の宗教運動に求めるとともに、1980年代後期に始まる現代のグローバル化は第6波にあたるとしている。Göran Therborn, *The World: A Beginner's Guide*, 2011: 35-54; id., “Globalization: Dimensions, Historical Waves, Regional Effect, Normative Governance,” *International Sociology* 15 (2), June 2000: 151-79.

グローバル化と国家論の課題（中谷）

- 「グローバル化」の諸次元と時期区分という点では次が簡便である。J. Osterhammel and N. Petersson, *Globalization: A Short History*, Princeton University Press, 2005.
- 3) David Held, *Cosmopolitanism: Ideals and Realities*, Polity, 2010: 29, 143 (中谷義和訳『コスモポリタニズム：民主政の再構築』法律文化社, 2011年)。この書において、ヘルドは「コスモポリタニズム」の理念を「平等主義的個人主義」・「相互承認」・「公平主義的立論」に求め、この規範的・制度的現実をグローバルとナショナルなレベルで検討することで「民主的価値」のグローバルな地平を展望している。
 - 4) “コスモポリタニズム”の視点を欠いては、アイデンティティの複合的状況や越境的課題の認識を期し得ないだけでなく、民主政のグローバルな展望を持ち得ないことになる。次を参照のこと。Daniele Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens: Towards Cosmopolitan Democracy*, Princeton University Press, 2008 (中谷義和ほか訳『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』法律文化社, 2010年)。
 - 5) 次は「化(ization)」という接尾語には「過程(becoming)」と「状況(being)」の両概念が含意されているとし、この言葉の使用に際しては両者の批判的検討が求められるとする。Peter J. Taylor, “Ization of the World: Americanization, Modernization and Globalization,” in C. Hay and D. Marsh, eds., *Demystifying Globalization*, Palgrave Publishers, 2000: 49-50.
 - 6) グローバル化をめぐる EU 諸国の積極的・消極的「^{ディスコース}言説」については次を参照のこと。C. Hay and B. Rosamond, “Globalization, European Integration and the discursive construction of economic imperatives,” *Journal of European Public Policy* 9 (2), April 2002: 147-67.
 - 7) “Introduction: Rethinking Theories of the State in an Age of Globalization,” in A. Sharma and A. Gupta, eds., *The Anthropology of the State: A Reader*, Blackwell, 2006.
 - 8) ネグリとハートの『帝国 (*Empire*)』(2000年, 水島一憲ほか訳, 以文社, 2003年)は「古典的帝国」や植民地型「帝国主義的帝国」と区別して、現代の「帝国」を「領土や境界をもたない, 中心をもたない, 国民国家をも包摂する新たなグローバルな権力ないしはネットワーク」であると、あるいは、「脱中心的で脱領土的な支配装置」であるとしている。これは、政治的・経済社会的諸関係がグローバルに再編されるなかで「国民国家」に替わって「超国民的企業」(「グローバル資本主義」)を中心とする“ネットワーク”(「メタ国家」)が自己組織化し、「シチズン」に替わって“マルチチユード (multitude)”が生成しているとする理解に発している。資本と交易の脱領域化と超国民化が昂進し、これに対抗する運動もグローバル化しているが、内/外の「領域」区分は「国家」を単位としているし、超国民的レベルにおける経済社会関係の再編と再規模化やネットワーク化の点でも、その中枢には「国民国家」が位置しているということ、これが、少なくとも現状においては、なお“実際”である。
 - 9) 「グローバル化」をめぐる諸理論と視点の違いの整理については次を参照のこと。D. J. O’Byrne and A. Hensby, *Theorizing Global Studies*, Palgrave Macmillan, 2011: 1-9.
 - 10) 次は「グローバル化」へのアプローチを (1)「閻国民的 (inter-national)」, (2)「超国民的 (trans-national)」, (3)「グローバル主義的 (globalist)」に分け、(1)は「諸国家を

基礎とした国民間システムという^{ステイト・セントリスト}国家中心主義の概念」であり、(2)は「グローバル化の諸力と諸制度を基礎としたグローバルな諸システムという超国民的概念」であると、また(3)は「程度の差はあれ、すでに完成したグローバルな企図を基礎としたグローバルな諸システムというグローバル主義の概念」であるとする。Leslie Sklair, *Globalization: Capitalism and Its Alternatives*, 3rd edition, Oxford University Press, 2002: 7. また、「グローカリゼーション (glocalization)」という言葉は「グローバル化」と「ローカル化」の複合語であり、グローバル化がローカル化を呼ぶという点で両者は複合の関係にあるとする考えに発する造語である。

- 11) David Harvey, *Spaces of Global Capitalism*, Verso, 2006. マルクスは次のように指摘している。「資本は時間によって空間を絶滅しようと、すなわち、ある場所から他の場所への運動についやされる時間を最低限に減少させようとつとめる。資本が発達すればするほど、したがって、資本が流通する市場、資本流通の空間的起動をなす市場が拡大すればするほど、資本はますます市場を空間的に拡大しようとつとめ、また、それと同時に時間によって空間をさらに絶滅しようとつとめる」(K. Marx, *Grundrisse*, 1973: 539, 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第3分冊, 大月書店, 1961年, 476頁)。
- 12) 次は西欧の「自由民主政」体制における現代の“ポピュリズム”を「新ポピュリズム (new populism)」と「政治家のポピュリズム (politician's populism)」に分けている。P. Taggart, “New Populist Parties in Western Europe,” *West European Politics* 18, 1995: 34-51.
- 13) 「新自由主義」とは、イデオロギー・ガヴァナンス・政策のパッケージの複合的表現であって、この言葉は、すでに第一次大戦前のドイツにおいて、「フライブルク学派」の経済学者と法学者が古典的リベリズムの復活を目指すための造語として使っていたが、1970年代に至ってラテンアメリカの経済学者集団によって、市場モデルを示すための言葉であるとされることになった。次を参照のこと。M. B. Steger and R. K. Roy, *Neoliberalism: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2010: ix, 11. 「新自由主義」については次も参照のこと。Philip Mirowski, “Postface: Defining Neoliberalism,” P. Mirowski and D. Plehwe, eds., *The Road from Mont Pelerin: The Making of Neoliberal Thought Collective*, Harvard University Press, 2009.
- 14) A. Cameron and R. Palan, “The Imagined Economy: Mapping Transformations in the Contemporary State,” *Millennium: Journal of International Studies* 28 (2), 1999: 267-89.
- 15) S. Soederberg, S. Mentz and P. G. Cerney, eds., *Internalizing Globalization: The Rise of Neoliberalism and the Erosion of National Varieties of Capitalism*, Palgrave Macmillan, 2008.
- 16) Anne-Marie Slaughter, *A New World Order*, Princeton University Press, 2004.
- 17) クレズナー (S. Krasner) の現実主義的「国家」理解やスコチボル (T. Skocpol) の制度論的「国家の自律性」論は、社会集団や社会諸階級の圧力から自立した「国家」官僚層や政府の自立的政策遂行力という視点に発している。
- 18) Y. Mény and Y. Surel, “The Constitutive Ambiguity of Populism,” in Y. Mény and Y. Surel, eds., *Democracy and the Populist Challenge*, Palgrave, 2002: 1-21.

- 19) Richard Hofstadter, *The Paranoid Style in American Politics and Other Essays*, Vintage Books, 1967.
- 20) シャットシュナイダーの指摘を引けば、「組織化とはバイアスの動員である」（E. E. Schattschneider, *The Semi-Sovereign People*, Dryden Press, 1960: 71（内山秀夫訳『半主権人民』而立書房、1972年）。
- 21) 「国家存在」としての機能を失した「国家」が「挫折国家（failed, or collapsed state）」の概念で理解されている。次を参照のこと。Neil Brenner, *New State Spaces: Urban Governance and Rescaling of Statehood*, Oxford University Press, 2004.
- 22) B. Yack, "Popular Sovereignty and Nationalism," *Political Theory* 29, 2001: 517-36.
- 23) 本稿では、「国家性」と「国家存在」を概念的に区別し、後者の「形質」概念として「国家性」という言葉を使うことにする。「国家性」の概念を浮上させたのは、管見の限りでは、ネトルの次の論文であったと思われる。この論文は、いわゆる「社会中心のアプローチ」が支配的潮流のなかで、「概念変数」として「国家」を設定し、その強弱の程度を測るために「国家性（stateness）」の概念を提示し、歴史的・知的・文化的伝統において個別国家の「強弱」を操作化している。本稿における「国家性」という言葉は、言葉としては同一であるが、概念としては別の含意にある。次を参照のこと。J. P. Nettl, "The State as a Conceptual Variable," *World Politics* 20 (4), July 1968: 559-92. また、次は「国家性」が「民主主義にとって重要な変数である」とし、国家、国民、民主主義の相互関係について論じているが、「国家性」を市民権の「問題」であるとしている。Juan J. Linz and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Johns Hopkins University, 1996: 17（荒井・五十嵐・上田、抄訳『民主化の理論：民主主義への移行と定着の問題』一藝社、2005年）。なお、ネトルにとどまらず、ダイソン（K. Dyson）の『西欧の国家伝統：理念と制度の研究（*The State in Western Europe: A Study of an Idea and Institute*）』（1980年）も19世紀末から20世紀へかけての英米の政治学において、この両国が「国家なき社会（stateless society）」と規定されてきたとしているが、次は、19世紀から20世紀初期の学史をもって批判的所見を提示している。James Meadowcroft, "State, 'statelessness' and the British political tradition," *Contemporary Politics* (1) 2, 1995: 37-56; id., *Conceptualizing the State: Innovation and Dispute in British Political Thought 1880-1914*, Oxford University Press, 1995.
- 24) Karl Mannheim, *Ideologie und Utopie*, 1929（徳永恂訳『イデオロギーとユートピア』世界の名著 第56巻、中央公論社、1971年）。
- 25) 歴史学の視点からグラムシの国家理解を論じたものとしては次がある。T. J. Jackson Lears, "The Concept of Cultural Hegemony: Problems and Possibilities," *American Historical Review* 90, June 1985.
- 26) 地球的規模で空間が時間化され、あるいは両者が統一されたのは1884年にワシントンで開かれた25カ国会議においてのことであり、イギリスのヘゲモニーの位置を反映して、グリニッジを経度の起点（「本初子午線」）とし、15度を1時間として単位化することで世界の時間を「24時間」化した。Stephen Kern, *The Culture of Time and Space: 1880-1918*,

Harvard University Press, 1983: 12 (浅野敏夫訳『時間の文化史』法政大学出版局, 1993年).

- 27) Andrew Haywood, *Politics* (second edition), Palgrave, 2002: 20.
- 28) M. ウェーバーは「権力 (Macht)」と「支配 (Herrschaft)」を区別し、後者に“服従”の契機を含めているだけに、「支配」には消極的同意も含意されていたことになる。
- 29) 「ヘゲモニー」とは、所与の価値ないし信条を社会に扶植する文化的ないしイデオロギー過程のことであるが、コックスは次のように指摘している。「アントニオ・グラムシは、ヘゲモニーの概念をもって客観的な物質的諸力と倫理的・政治的理念との統一性を、マルクス主義の概念からすると、構造と上部構造の統一性を示すために使っていて、この統一性においては、生産の支配を基礎とした権力は支配的集団と従属的集団との妥協ないしコンセンサスを組み入れるイデオロギーを媒介とすることで合理化される」と (Robert W. Cox, “Social Forces, State and World Order: Beyond International Relations Theory,” *Journal of International Studies*, Millenium 10 (2), 1981: 385-424.
- 30) グラムシの「ヘゲモニー」の概念は、イタリア社会の伝統的紐帯にたいする「政治社会」(「国家」)の攻撃に対して、キャソリック教会が強力な塹壕の役割を果たしていることに注目し、その社会・文化的指導力を記述しようとしたことに発しているとされる。次を参照のこと。J. Cohen and A. Arato, *Civil Society and Political Theory*, MIT Press, 1992: 144. 次も参照のこと。Norberto Bobbio, “Gramsci and the Concept of Civil Society,” in J. Keane, ed., *Civil Society and the State*, Verso, 1988: 73-100, 95.
- 31) マルクスの次の有名な指摘を想起し得るであろう。「たとえば人口は、もしそれがなりたっているもろもろの階級を除外するなら、一つの抽象である。……だから、私が人口からはじめるとすれば、それは全体の混沌とした表象なのであって、いっそうくわしく規定することによって、私は分析し、しだいにもっと単純な諸概念を見いだすようになる。すなわち、表象された具体的なものからしだいにより希薄な抽象的なものにすすんでいって、ついにはもっと単純な諸規定に到達してしまうであろう。そこからこんどはふたたび後方への旅がはじめられるべきであって、最後にふたたび人口に到達するであろう」(『経済学批判要綱』第1分冊, 大月書店, 1958年, 22頁)。
- 32) 「国民」という言葉の批判的検討については次を参照のこと。岡本仁宏「“国民”を疑う」(『年報政治学 2011-I: 政治における忠誠と倫理の理念化』木鐸社, 2011年, 11-48頁)。
- 33) 「国家という形態において支配階級の人々は彼らの共通の利益を押し立て、そして一つの時代の全市民社会はその形態のなかでまとまるものである以上、あらゆる共通の制度は国家の手を介してとりきめられ、なんらかの政治的な形態をもたせられることになる。法というものが、あたかも意志、しかもその現実的土台からもぎはなされた、自由な意志にもとづきでもするかのような幻想はそこからくる。法が自由な意志にもとづくと考えられると、こんどはまた権利のほうも、法であってこそその権利ということにされる」(マルクス, エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」『全集』第3巻, 大月書店, 1963年, 58頁)。
- 34) C. Offe, *Contradictions of the Welfare State*, MIT Press, 1984: 120; B. Jessop, *State Theory: Putting Capitalist States in Their Place*, Pennsylvania University Press, 1990: 260

- （中谷義和訳『国家理論：資本主義国家を中心に』御茶の水書房，1994）；N. Brenner, *New States Spaces: Urban Governance and the Rescaling of Statehood*, Oxford University Press, 2004: 87.
- 35) 「経路依存性」という政治学の問題はリブセットとロッキンの次のヨーロッパの政党制に関する著作に発しているが，ここでは，所与の局面が歴史的所産であるということの意味しているに過ぎない。S. M. Lipset and S. Rokkan, "Cleavage Structures, Party Systems and Voter Alignments: An Introduction," in *Party Systems and Voter Alignments*, ed., by S. M. Lipset and S. Rokkan, Free Press, 1967: 1-64. なお，この概念は，その後，「国家形成」過程の比較分析やラ米諸国の体制分析の視点ともされている。また，この概念の検討については次も参照のこと。Paul Pierson, "Increasing Return, Path Dependence, and the Study of Politics," *American Political Science Review* 94 (2), June 2000: 251-67.
- 36) P. A. Hall and D. Soskice, eds., *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001.
- 37) アメリカの社会科学において，個人主義的「世界観（Weltanschauung）」と経験主義的認識論を背景として，「国家」の概念が欠如していることは次に認めることができる。Seymour M. Lipset, *The First New Nation*, 1963; William C. Mitchell, *The American Polity: A Social and Cultural Interpretation*, 1962.
- 38) この点では，ホブズが「^{ナチュラル}自然的人格と^{アーティフィシャル}作為的人格」との違いを指摘し，「人格（Person）とは，舞台や日常の会話において役者（Actor）であるということであるし，扮する（Personate）ということは演ずる（Act）ことであり，自らないし他のものを表出する（Represent）ことであって，だから，他人を演ずるものは，その人格を担うとか，彼の名において演ずると言われることになる」と指摘していることを想起し得るであろう（*Leviathan*, ch. XVI）。
- 39) フーコーは，1978年2月のコレージュ・ド・フランスの講義において「ガヴァメンタリティ」について論じ，また，1984年のインタビューでは「戦略を組成し，これを規定・組織化するとともに手段化する諸実践の全域のこと」であるとしている。M. Foucault, "Governmentality," in G. Burchell, C. Gordon and P. Miller, eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester Wheatsheaf, 1991: 87-104; "The ethics of the concern for self as a practice of freedom," in Foucault, *Ethics: Subjectivity and Truth*, edited by Rabinow, New Press, 1997: 281-301.
- 40) 「政府なき統治」という概念については次を参照のこと。R. A. W. Rhodes, "The New Governance: Governing without Government," *Political Studies* 44, September 1996: 652-67.
- 41) Quasi-autonomous National Government Organizations. これはサッチャー政権期のイギリスにおいて族生した公私複合型機関の呼称であって，公共政策や行政過程の監視と調整や実施に関わった。Patrick J. Dunleavy, "The Globalization of Public Services Production: Can Government be 'Best in World'?" *Public Policy and Administration* 9 (2), Summer 1994: 36-64.
- 42) 次を参照のこと。Matthew Flinders, "Public / Private: The Boundaries of the State," in

- C. Hay, M. Lister and D. Marsh, *The State: Theories and Issues*, Palgrave Macmillan, 2006 : 223-47.
- 43) 次は言語と宗教など多民族的構成にある社会の「国家性」を民主政の安定化という問題と交差させて論じている。Juan J. Linz and Alfred Stepan, *op. cit.*, 1996.
- 44) F. G. Cerny, "Globalization and Statehood," in M. Beeson and N. Bisley, eds., *Issues in 21st Century World Politics*, Palgrave Macmillan, 2010 : 17-32.
- 45) Dani Filc, "Post-populism : explaining neo-liberal populism through *habitus*," *Journal of Political Ideologies* 16 (2), June 2011 : 221-38.
- 46) R. Dahl, "Can international organizations be democratic : A skeptic's view," in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Cordon, eds., *Democracy's Edges*, Cambridge University Press, 1999 : 19-36.
- 47) 次は、グローバル化と「国家の自律性」を視点とし、「グローバル民主政」という規範理論と「国際政治経済学」という経験的分析との接点を求めようとしている。Hans Agné, "The autonomy of globalizing states : bridging the gap between democratic theory and international political economy," *International Political Science Review* 32 (1), 2011 : 43-60.